

令和2年第2回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和2年6月18日 午前10時00分 開会  
午後 4時41分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

2番	梨本 洪 珪	3番	吉村 始
4番	奥本 佳 史	5番	松林 謙 司
6番	谷原 一 安	7番	内野 悦 子
8番	川村 優 子	9番	増田 順 弘
10番	岡本 吉 司	11番	西井 覚
12番	藤井本 浩	13番	吉村 優 子
14番	下村 正 樹	15番	西川 弥三郎

欠席議員1名 1番 杉本 訓 規

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古 和 彦	副 市 長	溝尾 彰 人
企 画 部 長	吉川 正 人	総 務 部 長	吉村 雅 央
市民生活部長	前村 芳 安	都市整備部長	松本 秀 樹
産業観光部長	早田 幸 介	保健福祉部長	森井 敏 英
こども未来創造部長	井上 理 恵	教 育 部 長	吉井 忠
教育委員会理事	西川 育 子	上下水道部長	井 邑 陽 一
会 計 管 理 者	中井 浩 子		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	岩永 睦 治	書 記	和田 善 弘
書 記	高松 和 弘	書 記	福原 有 美

6. 会議録署名議員 4番 奥本 佳 史 5番 松林 謙 司

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

**下村議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際して密閉空間にならないよう、出入口を開放しておりますので、ご了承願います。

なお、発言される際はマスクを着用したまま、ご発言いただきますようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、15番、西川弥三郎君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

15番、西川弥三郎君。

**西川議員** おはようございます。議長の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

私の質問は3点ございまして、まず、資源ごみの収集処理事業費または契約の方法について。2つ目は、葛城市の情報公開条例、不開示の理由について。次に、12月にもさせていただきますけれども、葛城市内における、農地法、都市計画法、建築基準法の違反の状況または指導についてをお聞きしていきたいと思っておりますので、これよりの質問は、質問席で行わせていただきますので、よろしく願います。

**下村議長** 15番、西川弥三郎君。

**西川議員** 初めに言いましたように、資源ごみの収集処理事業とその費用、それと契約方法ということで、質問をさせていただきます。

いつの議会でしたか、谷原議員からこういうふうな資料を各議員の議席に配付いただきまして、その後本会議の一般質問や、委員会での質問、協議会での質問、予算特別委員会での質問等々を踏まえ、また、タブレット等で市民にお知らせをしてはる、その内容についてお聞きをしていきたい、こういうふうに思っております。

まず、一つ一つはまた質問を聞いていきますけれども、全般といたしましては、資源ごみそのものの収集事業に、おかしな契約と利権が絡んでるような、疑われるようなことがその契約事項等、収集運搬等に見かけられる。こういうふうなことでございますけれども、まず、資源ごみ等の収集運搬業務、それとリサイクルセンターの運転管理業務、それについての、あまり高いんじゃないかと、それで1億円近くもこれ削減できるのに、できてへんのと違うんかと。こういうふうな話でございますので、それはどういうふうなことなんか、ちゃんと

した積算の根拠と、検証をちゃんとやってはんのんか。そういうふうなことをまずお伺いをしていきたいと。

それと、平成24年度、これ資源ごみの収集運搬の事業者が変わった年やということで、平成24年度から一遍に工事、それを除いたその収集運搬の事業費が平成24年度から急激に上がってると。これ何でやと、こういうふうな、これおかしいのと違うかと、こういうふうなことをおっしゃってるので、その理由、上がっている理由、根拠をしっかりと1回説明をしていただきたいと。そうでないと私も勉強不足で、こういうふうな利権的なことが働いている、また透明性が確保されてないと、こういう行政やと、こういうふうなことでございますので、一つ一つこういうことがあるのであれば、今回の質問で全てが納得いくような答弁をいただけるかどうかは別にして、一つ一つきっちりと説明をいただくと、私としては、あれ、こういうふうなことがあんのに、今までずっと知らんとやってたんかと、こういうふうなことになりますので、そこらは納得いくような説明をまずいただきたいのと、こういうことで全般にわたってはそういうことでございまして、それで契約もおかしの契約が3年、長期契約、こういう長期契約するのもおかしいのと違うか、随意契約で。奇妙な契約が平成28年の6月くらいから続いているの、これどういうことやと、こういうこともおっしゃってるので、こちらのところをはっきりと説明をいただきたいのと、できるところは。

今の私のこの質問でそのところがはっきりするかどうかは分かりませんが、しっかり説明をいただきたい、こういうふうな思っておりますので、まず1つ目ですね、現在の葛城市のクリーンセンターリサイクル施設運転管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理業務委託契約の契約金額について、先ほど言いましたように、積算をしてはる根拠と検証をちゃんとしてんのかというその結果をまず説明いただけますか。

**下村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 皆さん、おはようございます。市民生活部長の前村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま質問いただいております、現在の葛城市クリーンセンターリサイクル施設運転管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理業務委託契約につきまして、積算及び検証結果についてご説明申し上げます。

年間稼働日数を257日とし、人件費は公共事業労務費、国土交通省公共工事設計労務単価を用いて積算しております。

まず、人件費として22名分。その内訳として、まずリサイクル施設内業務員として総括責任者1名、1万9,900円、事務員1名、1万4,500円、破碎設備作業員1万7,600円掛ける4名、選別設備作業員1万7,600円掛ける1名と、1万6,900円掛ける4名、そして1万3,300円掛ける3名の合計5,900万円でございます。

そして、収集運搬業務員として運転手1万9,600円掛ける4名、収集員1万8,100円掛ける4名の合計3,900万円でございます。

次に、車両等に係る経費として、まずリサイクル施設内ではバックホウ、コンテナ、作業用工具、備品、発泡スチロール減容機等として、1日当たり7,030円掛ける年間257日分で、

約180万円。そして収集運搬車両リース料、燃料費として1日当たり1万2,521円で、年間約320万円。この合計で約500万円でございます。

次に運搬処分費として、処理困難物運搬処分費12台、90万円。陶器運搬処分費24台、60万円、瓶運搬費96台、260万円の合計400万円。

以上までの合計で1億700万円でございます。

ここに、経費として、直接物品費200万円、業務管理費900万円、技術経費900万円、一般管理費2,500万円の合計4,500万円。

そして、以上までの消費税1,200万円が加わり、総合計1億6,400万円の積算をさせていただいております。単年度の契約金額は1億5,899万7,600円でございますので、積算の範囲内であると検証しております。

以上でございます。

**下村議長** 西川弥三郎議員。

**西川議員** 今、説明をいただきましたこの単価につきましては、国土交通省の公共工事設計労務単価を用いて人数計算をしてはじき出してるんやと。それで、こういう高いと言われている1億6,000万円の分については、こういう根拠やという説明でございますけれども、これが果たしてこの人数も含めて適当なのか、正確なのかということは、今すぐには出ませんので、今の説明はそういうふうを受けておくといたします。

次に、先ほども申し上げましたけども、平成24年度から急激に大きく上がっていると、これが旧の資源ごみを集めてる業者さんから新たに変わった。変わった年に急激に上がってるというふうな指摘をされてるので、これ、どういうふうな説明になるんですかね。

**下村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** ただいまの質問の説明をさせていただきます。

これまでの議会でも、競争性を発揮させるべく、比較の重要性などいろいろとご指摘をいただきましたから、今後は契約を行う業者には、見積明細の提出をお願いすることとなる旨などを、まず現在の受託業者にもお伝えするとともに、議会での指摘内容もお伝えし、契約金額の上昇の要因等について伺い、こちらでその検証をいたしました。

その結果でございますが、契約金額の上昇の大きな要因といたしましては、人件費、いわゆる手間賃でありまして、この労務単価が平成23年度までの契約と比べて約3,100万円上がっております。そこに経費率、消費税率が上乘せになります。この消費税率自体も、平成26年度に消費税5%から消費税8%に引き上げられておりますことが、上昇の要因と考えられます。人件費の労務単価につきましては、先ほども申し上げましたように、公共事業労務費、国土交通省の公共工事設計労務単価の全国全職種平均値での積算でございますが、平成23年度では1万3,047円ございました。これが平成25年度に必要な法定福利費相当額の反映、そして平成23年3月に発災しました東日本大震災による入札不調状況に応じた単価引上げ措置等による単価算出方法の大幅変更がございまして、平成30年度には、平成23年度の1.48倍、1万8,632円になりました。公共事業労務費、公共工事設計労務単価が1人当たり1日5,585円上昇しております。これの22名分で、年間労働日数257日分、これの合計が3,157万8,000

円となり、ここに経費率、そして消費税5%から8%へ引き上げられた増額分、この上昇につきましてはやむを得ないところであると考えます。

そして、現在は平成23年度と比べ、収集品目が細分されたことで、平成23年度の週3日の4週、月12日の体制から、週5日5週、月平均21日の体制へと稼働日数も増えております。

なお、この人工数につきましては、これまでの議会でもご指摘いただいておりますので、ふだんから注視しておるところでございます。

以上でございます。

**下村議長** 西川弥三郎議員。

**西川議員** 今、説明をいただきましたが、その要因は、まず公共事業労務費、国土交通省からの公共工事設計労務単価、このことについても東日本大震災や法定福利費やいろんなことで単価が上がってると。そこへ消費税が5%から8%に上がったと。稼働日数も増えてると。そういうふうなもろもろのことで、この平成24年度からは上がってんねんやと。こういう説明ですね。

これが妥当かどうか、これもまた検証をしていかないかと。こういう説明をしっかりといただかんと、いやいや高いねん、平成24年跳ね上がとんねんと、こんなんばっかりではいけませんので。これはまあこれで、また後日検証いたします。

では、次に契約書へのトン当たりの単価の明記について、現在の受託業者と以前の受託業者の違いはどこにあんねんと。このトン単価を今はうたってないのに、前はトン単価ちゃんと出てたやないかと、こいうふうなことやと思いますねけども、何でこういうことになったんのんかというふうな、ちょっと疑問もございますので、そこらの答弁をお願いします。

**下村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** ただいまの質問に対してご説明を申し上げます。

平成23年秋までの契約の仕様書は、有価物については受託者にて売却し、売却益については、受託者の収入とし、その売却益については契約金額において収集運搬処理委託費用で控除して契約するとなっております。現在の仕様書におきましても、施設管理として、瓶類は何トン、容リプラは何トンというように、処理対象物の性状ごとに年間計画処理量を、また収集運搬業務として、空き瓶は約何トン、プラスチック類など不燃ごみは約何トンというように、収集品目ごとの年間見込量を、そして選別処理処分業務として、選別方法、品質基準を示し、その上で有価物の引渡しについて、スチール缶、アルミ缶、鉄、非鉄類の有価物については市が指定する引取り業者に引き渡すこと、また、瓶類については受託業者が売却し、売却益は市に納入するものとするかとされています。

現在の仕様、売却益は市に納入するに対して、以前の仕様書は、受託者にて売却、売却益については受託者の収入、その売却益は契約金額において、収集運搬処理委託費用で控除して契約、これの違いがございます。

現在の契約は、収集量が多かったから契約額を増額させるとか、少ないから減額という収集量の多寡が契約金額に影響する、トン当たり幾らという契約ではございませんので、稼働日数掛ける主には人件費でございまして、決算、成果報告では、結果として年間何トンであ

ったかの報告をさせていただいております。

ただ、処分量が減っているのにコストは上がっているではないか、この反比例する現象に対する、これまでのご質問の説明として、細分化される排出物、それらを集める時間、そして分別から処分に至るまでの手間暇がかかってくるということを検証する際にも、やはりトン当たり単価の明記は必要ではないのか、効率、経済性をよく比較・研究せよとのご教示であると受け止めております。

以上です。

**下村議長** 西川弥三郎議員。

**西川議員** 今の説明では、以前の業者さんには、資源ごみをトン数によって受託してる方の売却益はその方に入るといってごさいましたので、何トン集めて何トンということは要るけれども、現在はその売却益は市のほうに入ってくるので、ほとんど手間賃やねんという、それやから何日間こうやって働いて、何日間こうやったからという手間賃やから、トン当たりのことは何ぼ集めたからじゃなしに、稼働日数で計算してるからトン当たりのことをうたってないねん。こういう説明やけれども、ここは先ほど部長もおっしゃったように、やっぱりもうちょっと分かりやすく、市民の方々に説明できるような形を比較して研究するとおっしゃってるので、そこらのほうはまたしっかりと研究してご報告をいただきたい、こういうふうに思っております。

次に、リサイクル施設の運転管理業務と資源ごみの収集、これが奇妙な契約やと。平成28年に業者の間で3年間の長期契約を行ってると。この契約の仕方はちょっとおかしいのと違うかと。こういうふうなことを聞かれてるので、契約でおかしなことをしてるんかと、違法なことがあんのんかと、こういうふうなことでするので、これどういうことですかね。ちょっと説明いただけますか。

**下村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 現在の契約は、平成28年6月10日に契約期間を同日から令和2年3月31日まで、履行期間を平成29年1月1日から令和2年3月31日までとして契約しておりまして、それまでは1年間ごとの単年度契約でございました。

これは、現在のクリーンセンターが竣工、稼働開始して、3年間は瑕疵担保付きである、この関係によって、焼却施設の運転管理業務契約を締結するに当たり、同じ施設であるリサイクル施設についても、葛城市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2項、庁舎等施設の管理業務、機器等の保守業務その他の役務の提供を受ける契約で、年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があり、単年度契約では業務の履行に支障が生じるおそれがあるものの規定により行ったものでございます。

この効果は、騒音基準値、悪臭基準値の管理や、破碎処理施設、クレーン運転、危険物取扱等有資格者の配置、また、収集運搬業務につきましても、収集運搬車両、あおり部かさ上げ2トンダンプ等の初期費用投資、これに対する回収期間を担保させることで、競争参加者の範囲を広げることができるものと考えるところでございます。

以上でございます。

下村議長 西川弥三郎議員。

西川議員 この3年間の契約については、今後もこの方法でやっていくかどうか、これをちょっとお聞きしたいんですけど。

下村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 今後のことにつきましてお尋ねいただいておりますので、今現在の委託契約、そしてそれ以前、平成23年秋までの契約もどちらも随意契約で、この根拠としては、地方自治法第234条第2項の規定により、随意契約によることができる場合、これを規定した地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするときを随意契約理由として行わせていただいております。

こと、一般廃棄物収集運搬業務に関しましては、廃棄物処理法施行令第3条に基づく、民間業者への委託基準に、委託料が受託業務を遂行するに足りる額であることと示されており、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理業務の公共性に鑑み、経済性の保持等の要請よりも、業務の確実な履行を重視しているものであるという指針が出されており、住民と直接接する業務であって、住民の生活環境や環境保全の維持から、地域から排出されるごみの収集形態や収集運搬経路、1,000を超える箇所の大各字のごみ収集場所等を熟知しておくことが、迅速かつ円滑な収集につながるものと考えます。

さらに、震災や台風被害などが発生した場合に、地域のごみの諸問題が発生しますので、その際の住民の生活環境の保全維持が確保できるような体制を行政として整えておかなければならないと考えます。

その上で、本日このようにまた、これまでも機会あるごとに環境省の一般廃棄物会計基準をお示しいただき、常に原価計算を怠らず類似団体を研究すること、他社に見積りを依頼すること、競争性を発揮させることなど、ご意見をいただいておりますので、本年度につきましては、一般競争入札を実施すべく現在準備を進めさせていただいております。

以上でございます。

下村議長 西川弥三郎議員。

西川議員 3年間のこと、今後ともこういうことかということを知ったら、もう次の質問のことも答えてもらいましたので、これは言うてはるように、ころころころころと変えるわけにいかんねんと。この効果を考えると、騒音基準、悪臭、破碎、クレーン等々、ダンプもかさ上げして初期費用もあるので、そう簡単に1年ごとにころころ変えたんでは業者さんそのものが投資したり、そういうふうなことでやってきてくれへんか分らんので、こういうことやと。

しかし、この競争性、参加者を広げるために随意契約では今はあるけれども、本来は随意契約のこのことを考えれば、その市民の方々のことが、適正な金額であるということを見るのんが、この一般の競争入札の意味です。安くするために、安くする、安くするばかりではいかんので、こういうふうな今説明されたことがあるので、この随意契約をやってる。しかし、それが正しいかどうかをやっぱり見るがためには、きちっとした仕様書をこしらえて、きちっとした業務ができるかどうかを確かめて、その業者はたくさん参加できるように、今後はちょっと一般競争の入札もできるかの研究をしてると、そういうことでございますね。

そこらは、今言いましたように、この質問については、即座に今ここで結論を出す、また検討して、いや、こうこうこうやというわけにはいきませんので、今答弁をいただきましたことについての検証は今後ともさせていただきます。よろしくお願いします。

それで市長、今聞きましたように、奇妙な契約があるとか、それで利権がどうのとか、こういうふうなことがやっぱり言われるわけですよ。市長としては、道の駅でも発揮されたように、こういうふうなコンプライアンスや、利権やとかそういうことには割と敏感な市長なので、今説明いただきましたように、そういうふうなことは今まで一切ないと。もう3年半市長やっておられるんですから、そういうところら辺はやっぱり検証しておられて、今の中で言われてるようなことがあったんかどうか、それは市長としても検証されてるんかどうか、こういうふうなことが道の駅でいろんなことがあった業者が参加してておかしいやなかとか、そんな話が出てきてるんやけど、それほんまにそういうふうなことは検証されてるんですか、市長。市長に聞いてんねや。

**下村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 一般質問の中で、事前通告という中ではちょっと異例な質問なのかなという具合に理解はしておるんですけども、議員のほうのご質問ですので、答弁させていただきます。

部長のほうから答弁がありました、行政内部としては一応コンサルのほうに検証はさせてる数字が以上でございます。ただ、私就任する前の3年間の長期契約されておりましたものですから、その当時長期契約をされる時の話というのは、実は私の任期中の話ではございませんので、私の任期中の中で入札をし、次の業者選定を行うという作業を今進めようとしているところでございます。ほぼその予定といたしましては、7月の中旬ごろから入札業務に取りかかる、それと、これは予算特別委員会の席で明言しておるんですけども、10月からはこの入札に応札した、競争していただいた中での落札業者がその業務に当たるという手順になっております。

以上でございます。

**下村議長** 西川弥三郎議員。

**西川議員** いやいや、そういうふうに言われてることはないということですねやろ。私が就任したらどうのこうのって、道の駅のときみたいな、就任前からいろいろやってはって、一遍にやったはるわけですやんか。そんなことがないから、3年間やっててもこのところには別に手をつけて市長の得意なことやらんでも、いやいや、そういうようなことは別にないねんということやから、これ置いてあるわけとちやいまんのか。僕はそういうことを言うてるんです。まあ、よろしいわ、もう答弁は。

次に、情報開示についてちょっとお伺いしたいんですが、葛城市民の方が情報開示を求めたわけですよ。僕が12月に質問したことに情報開示されてるわけで、同じ内容で令和2年かな、これいつ請求したんか知らんけども、令和元年12月24日に情報開示してはるんですよ。これ名前上げたらあかんと言うんかどうか知らんけど、梨本商店コンプライアンス違反に関する是正対策、これの公文書のこれを上げてくれと。情報開示してはんに、返事したんが令和2年2月17日。こんだけ何でほってあんのんか。何で前1回情報開示してあるやつを、



何で不開示にしていくんか、これ不開示、不開示の通知。これ不開示にできるんかいな。ちょっと答えてくださいな。

**下村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** ただいまの件について、説明させていただきますと、お尋ねいただいておりますのは、個別特定の一開示請求に対するものと思われま。請求当事者本人への説明でもなく、このような公の場での一般質問に対しましては、申し訳ございませんが行政側としては答弁を控えさせていただきたく存じます。

何とぞご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

**下村議長** 西川弥三郎議員。

**西川議員** そしたら、この不開示ってこういうふうな一旦開示してあるやつを、不開示なんてこれどういうふうな意味でこれ不開示にしたん。今言わはったようなことやけども、これに限らず、例はこれだけしかないんかどうかわらんけども、何でこれ不開示っていう、1回開示してあるんですよ、同じ内容の分を。こんなことできるんですか、これ。ほんで、これ審査請求出してはるけど、いつ頃これ結論出してくるつもりですか。あんたと違う、こんなん担当やんか。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部長の吉村でございます。

情報公開制度の担当としての答弁ということになるかと思ひます。

個別具体の案件につきましては、先ほど市民生活部長が答弁いたしましたとおりでございます。

制度全般、一般論としての答弁にとどめさせていただきたいと思ひます。

今おっしゃっていただいているような事例があるのかということでございますけれども、葛城市の情報公開条例におきまして、開示しないことができる公文書といたしまして、第6条に規定をしておるところでございます。その中には、法令等により非公開とされる情報、個人に関する情報、法人等の事業に関する情報、それから意思形成に支障が生じる情報や、事務事業の公正かつ円滑な執行を困難にする情報なども不開示になるということでございます。これらは、いずれも開示請求が出された時期により、著しい支障が生じるかどうかで判断されるものですので、例えば争訟中の案件である等開示請求が出された時期により、異なった決定、処分を下されることも考えられます。

以上です。

**下村議長** 西川弥三郎議員。

**西川議員** そしたら、今と、その開示請求を出した時期と、今不開示にした時期と、その時期によって判断が違うという、どういう判断で今回はあかんの。

**下村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部長の前村でございます。

葛城市情報公開条例第6条に開示をしないことができる公文書の規定がございまして、それの第3号として、開示をすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の

地位、社会的信用その他正当な利害を害すると認められるもの、及び第6号、市又は国等が行う立入検査、監査、許可、認可、試験、審査、争訟、入札、交渉、渉外、その他の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業若しくは同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる情報等によって不開示にさせてもらうという考えを持っております。

以上でございます。

**下村議長** 西川弥三郎議員。

**西川議員** 市民生活部長が答えることかいな。俺は何も特定のこと言うてないやんけ。何でこういうことになってんて。平成23年の当時と今とどう違うの、今読み上げたことが。同じことやんか。何でその当時はよかって、今は何で、違う業種もやってはらへんし、何でやねんと。一旦開示してあるやつを。こんなん、何かの意図働いてんのかいと思わざるを得んやんか、こっちは。こんなんもう追及してもよう答えんねやろ。しっかり市民の知る権利というところをきっちり開示できる場所は開示していつてもらわんと。ましてや1回は開示してある、そのときの判断で開示してあるわけやから。市長どう思います、これ。

**下村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 部長が答弁で答えておりますので、個別の案件でございますので、その個別の案件についてのコメントは控えます。

ただ、その開示請求をされた方に対しましては、その不開示の理由を添付しております。また、その旨が不服でございましたら、それなりの手続がございますのでその手続を踏んでいただければと存じます。

以上でございます。

**下村議長** 西川弥三郎議員。

**西川議員** その当時と、今と、不開示にする理由が明確でないし、何で不開示にしてんねやと、その理由を説明してちゃんと納得いく説明をしてくれって言うてんのに、同じようなことを答えて、もうそれ以上言うてもしゃあないねやろ。

それでは次に移りますけども、12月にも言いましたように、まず農地法、都市計画法、建築基準法、この違反状況その他について、もうあと17分しかないので、僕のほうがいいますので、一気に答えていただきたいんですが、まず一問一答やから、都市計画法よりも農地法の違反そのものについて、葛城市全般であってどういうふうな指導をしたか、僕の質問以降、どういうふうなことをやったか、一緒に都市整備部長、これの都市計画法違反もどういうふうな指導したかというをちょっと答えていただけますか。

**下村議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

農地法に対する違反としては、農業委員会で行う農地パトロールや、住民からの連絡等により発覚する事案がございます。これらの事案については、農業委員会にて対応を行っており、必要に応じて市及び県の担当部局と連携し、対応に当たっているところでございます。

農地転用については、市の農政にも影響を与えるおそれがあるため、また周辺農地の営農

に支障を来さないよう、ふだんから農地法に沿った手続を指導しているところでございます。  
また、発覚した事案については、今後とも適正な指導を行ってまいります。  
なお、最近の指導といたしましては、平成29年度には2件、平成30年度は4件、令和元年度は4件の指導を行っております。  
以上でございます。

**下村議長** 松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いいたします。

都市計画法や建築基準法違反の可能性がある既存建築物に対するの通報があった件につきましては、令和2年6月時点で7件ございます。この7件につきましては、行政処分の権限を持っている特定行政庁である奈良県に対し、報告、情報提供をしており、今後の行政行為について葛城市ができる範囲内で協力してまいりたいと考えております。  
以上です。

**下村議長** 西川弥三郎議員。

**西川議員** その後何か指導したとか、そういうことはないわけやな、あんまりな。

この前3月の議会でか、質問された中で、先輩議員がこういうことを言うてるという中で、まずは、この事案ははっきり言いまして、通報があったからどうのこうのって僕は言うてるんと違うて、まずはですよ、この1件しかないのを何でやというふうなことを言うてはるけれども、もともとはこういうふうなコンプライアンスの違反があるからどういうことですか、経緯、経過を説明してくださいということを求めはったわけですよ。そうしたら、その経緯文書の中で、その業者さんは、うちは旧新庄町から葛城市、ごみの行政に関しては相当いろいろと協力して、市の市民のために収集運搬をやらしてもうてきたと。そういうふうな経緯をずっと言うてはるわけですよ。そのことについては、前の市長も感謝しとるわけですよ。しかし最後に、自分から、違法建築を繰り返したことは事実やから、この違法の形を撤去して、この違法の形をなくするんやと、こういうふうに分のほうからおっしゃったから、そしたらどういうふうには是正するんですかと、ほな是正の計画を出してくださいと、こういうことになったので、そういうことがあったんだったら即座には是正計画を出せと言うんじやなしに、自分のほうから経緯の説明の中で、結果としてこういう違反があったので、是正させていただきますと、そういうふうにおっしゃったので、それやったらどういう是正をされるんですかと、こういうふうな話でございまして、そんな通報やとか、そんなと違うんですよ、これ。今言いましたように、僕、一々の通報、そんなことでたくさんやっぱりあると、この前もおっしゃったですよ、農地法違反でも、都市計画法違反でも、見かけたところ。せやけれども、そんな通報で動いてるのは違うんやと、そやけど指導はしてるんやと。そやけども、通報であろうが何であろうが、違法なことは違法なことやから、やっぱり指導はせないかんし、市民の安全な生活ということであればやっぱり法を守ってこそやからね。法の支配って皆言うわけや。法を守るということやから、そういうふうなことやからね、しっかりとやってもらわないかんねんけれども、まずこのことについて過去に1件しかない事例やと。それで、決定してくるプロセスに意図的なことが働いてると。何か政争でこういうこ

とになってきたんやというふうなことをおっしゃってるけれども、これまず、お聞きしたいんですけども、この前もお聞きしたように、都市計画課では開発の指導要綱、はっきりと出してはるわけですよ。ほな、そのとき部長どうおっしゃったかというたら、開発の指導要綱を適用するにも申請がないから、指導のしようがないんやと、こうおっしゃったわけ。そりゃそうやろ。そしたらね産業観光部長、農林課のほうにどういうふうに出してたんかというたら、青空資材置場を出してるわけですよ。青空資材置場で。今、俺、写真持ってるけども、何や個別がどうのこうのって言うんか知らんけども、こんな建物が建ってるわけやんか。そやろ。青空資材置場やで。青空資材置場やったら、そのとおりにやるんやったら、こんなもん建物建てへんねんから都市計画法の事前審査も何も要りませんやん。出す必要ないやん、そのままやったら。そやからチェックできへんの当たり前ですよやんか、それは。せやけど、現状は建物建ってるし、実際ははっきりと建物建ってるし、調整区域で建物建てるというふうな申請をしていかなあかんわけやん。申請を。そしたら都市計画法の事前審査にかかってくるわけやん。これで通って初めて建てるための建築基準法、ここが許可になったら、次建築基準法ってなってくるわけや。ここがない、農地法では建物建てまへんねんと、青空でんねんと言うたら、そらそんなもん出てけえへんの当たり前やん。それで、ここでもおっしゃってるように、後でちゃんと質問するけれども、何でこういうふうなことになってるか。本来はですよ、ちゃんとした手続を取ればここでは建てられへんわけ。それでこれが事業者にかかんのか、土地にかかんのかというふうなことも言うてはるけれども、これ答えてもらうけれどもね、この土地そのものは市街化の調整区域や。もともとこういう建物はできへんところや。そやから土地にもこういうふうなものは建てたらあかんというふうなことになってるから、農地法で青空資材置場という形、建てられるんやったら初めから建てるやつ出すわけやから。建てられへんからこの土地そのものにかかっているわけや。市街化調整区域ではこういうことはできませんよと。それを青空資材置場で申請して、それで違うものを建ててるこの事業者、事業をやっている個人であろうが、事業であろうが、申請した者にもかかるし、この土地そのものにもそういうことは建てられん土地ですよとかかんねんやんか。そうと違うの。答えられるんやったら。そうと違うんか。

**下村議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** ただいまのご質問の、特定企業の指導、是正指導等は、このような場で説明させていただくことについては公益上必要であると認めるには余地がありますので、答弁のほうは控えさせていただきたいと考えております。

以上です。

**下村議長** 西川弥三郎議員。

**西川議員** ほんだらね、この奥の、これはまあ言わへんけど、本当はこれ誰か貸したとしますやん。貸して、こういう違法な建物建てられたら、地主もそうですよ、ごみ放るいうて貸したと。そんなん約束違うたと。そこへいろんなごみ放られたと。ほんだら放られた、貸してる地主にも、撤去せえ、やっとする事業者にも撤去せえと、両方行くようになるのと違うんですか、普通は。その土地を貸してるんや。これ北花内7番の1号、これどなたの土地や、これ。底

地は、権利は。

**下村議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** ただいまのご質問につきましても、個別の案件と考えておりますので、このような場での答弁については控えさせていただきたいと考えております。

**下村議長** 西川弥三郎議員。

**西川議員** 直接なことよう言わんいうねやったら、自分で言うてもええけども、それは何でやいうと、これはできるんですよ。場所は上げられるんです、何ぼでも。というのは、情報公開条例の中で、先ほど言わはった第6条の中の、いや、こういうことを決めてるけれども、これは別ですよという個人情報に関する、特定の個人が識別されるもの、ただし次に掲げる情報は除くと、こうなってるん。それは何やいうたら、法令等の規定により、何人でも閲覧できるとされる情報、これは何ぼでも情報開示できるわけや。土地の謄本、こんなもんインターネットで何ぼでも取れまっせ。何ぼでも公開してまっせ。ここでもこれは情報公開してもええとなってるねん。それを答えられへん、答えられへんって。

それと、これははっきり言うときます。何か政争でこの業者だけを取り上げて、政争に巻き込まれて、うちはターゲット受けたようなことおっしゃるけれども、これは奈良県の昨日、おとつか、監察係、担当者変わって大谷という人になってるけれども、それも問合せをして、いずれ都市整備部長のほうにも電話すると言うとったし、それをしっかりと受けてやってもらいたい。

というのは、そんなことじゃなしに、これこっちで言う向きが違うのと違うんか、向きが違反してる人に、いや、ここは是正してくださいよ。例えばですよ、名前は上げてどうか知らんけど、私の立場もあるので、ここは直してください、こうしてくださいとこっち側のほうに何でこんなん取り上げて、こんなことやってんねやとか言うよりも、そういうふうにしてはる人にちゃんと是正せえて、書いてあんねんさかい是正してくださいって言うていたらええねやん。どっち向いて言うてんのか知らんけど。どっち向いて言うてんのか知らんけどな。言う方向が違うがな、言う方向が。これははっきりとそういうふうにしは言うときますさかいに、これについてはあんまりここんとこ是正できるまで、しっかりと農地法の違反ははっきりあるわけやろ、これ。一般的なところから見てもここだけじゃなしに。これは一般的に見て農地法の違反やということは言えるんでっしゃろ。

**下村議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 農地法の違反については、農地転用の申請をされてないケース、それから届出と違うケースについても農地法の違反はございます。

以上でございます。

**下村議長** 西川弥三郎議員。

**西川議員** 部長、これ出てないのは確かや、さっき言うたように。出そうと思っても出されへんねんから。せやけども、今の現状見たらですよ、これ違反の状況に、建築基準法も都市計画法も違反の状況にあるのと違いますか、一般的にこうずっと見たときに。違うんですか。

**下村議長** 松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。

一般的には都市計画区域内には様々な地域が設定されております。その地域に立地可能な用途の建築物以外の建築物が建築されている場合は土地計画法違反、建築確認申請が必要であるにもかかわらず申請されていない場合は、建築基準法違反となります。

以上です。

**下村議長** 西川弥三郎議員。

**西川議員** 違法の状態やということは認識したはるわけやから、何も許認可権限とか、そんなんは県のほうやというのは分かってますよ。そやけれども、先ほど言いましたように、農地法にしたって農業委員会をきっちり通してそういうようになってるかいうチェックをする権限も農業委員会にはあるし、産業観光部長の所管にもあるし、都市計画法では事前の協議をしてもらわなあかんというふうなことも決められてるわけやから、それはやっぱりそうになってなかったらやっぱりちゃんと指導する権限は葛城市もあるということや。許認可権限はないですよ。それはやっぱり県と綿密に協議、連絡取り合っつて、そういう違法な状況、法を執行する立場、僕らは条例を議決したりそういうふうな義務もあるわけで、議員そのものは、小さいといえども憲法が一番上かしらんけど、法律をこしらえて、議員というのは今も条例を発議する権限もあるわけやから、一応法律にのっとりた形をちゃんと持つてるといふのが、その立場であるというのが議員の立場やから、方向性を間違わんようにしてもらわんとあかんということでございます。

以上でございます。

**下村議長** 西川弥三郎君の発言を終結いたします。

次に、9番、増田順弘君の発言を許します。

一問一答方式で行われます。

9番、増田順弘君。

**増田議員** 皆さん、おはようございます。増田順弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

2点お伺いをいたします。まず1点目は、用水路の安全対策についてお尋ねをいたします。2点目は、新型コロナウイルス感染症による市の事業への影響についてを質問をさせていただきます。

なお、これより質問は質問席にてさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

**下村議長** 増田順弘君。

**増田議員** それでは、よろしく願いをいたします。

まず、今回の新型コロナウイルス感染症によりまして、お亡くなりになられた方に、心よりご冥福をお祈り申し上げます。また、感染により治療中の方々にも一日も早い復帰をお祈り申し上げます。また、緊急事態宣言等によりまして、経済的、精神的な影響を受けられた方々にも一日も早い復帰をお祈りいたすところでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

既に皆様方もご承知かと思いますが、先日5月24日でございます、午後8時頃、葛城市大

畑区内の用水路で、付近を自転車で走行中の男性が転落をして死亡された事故がございました。私の家の近くでもございますし、地元の方々からもこんなところでこのような悲惨な事故が起きるとはということで、改めて用水路の安全対策の必要性を実感したところでございます。今回そのような理由も含めまして、質問をさせていただくことにいたしました。

少し見にくい写真ではございますが、これがこの事故現場の写真でございます。そんなに大きくない水路でございます。用水路の事故をちょっと調べてみますと、昨年1年間で全国で154名の方が死亡されておるといことでございます。また、1,800人の方々がけが、負傷をされておるといことで、いろんな事故、分類される事故の中でも、比較的事故の件数としては多い事故に入るのかなと、こういうふうに感じておるところでございます。本市でもこれに準ずるといいますか、これに入る用水路での事故というのも発生しているかと思いますが、その事故の状況についてお尋ねをいたします。

**下村議長** 松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの質問につきまして、河川等への転落事故の状況でございます。令和元年1月1日から12月31日までで10件、令和2年1月1日から5月31日までで4件の河川等への転落事故による緊急搬送されたという報告を消防署のほうから受けております。

以上です。

**下村議長** 増田順弘君。

**増田議員** 年間10件ということで、非常に私から見て案外多いんだなというふうに感じました。

先ほどの事故の現場でございますけれども、写真のとおり川幅は1.8メートルでございます。川底から道の高さまでが90センチメートルと、飛び降りても足が捻挫しない程度の高さでございます。事故当時は30センチメートルくらいの水深があったと、こういう現場でございます。皆さん方、このお話を聞いてどうやって亡くなられたんかなと、不思議に思うような事故現場でございますけれども、用水路の事故とはこういうもんやというのを、改めて私これからお話しするところも含めまして、感じたところでございます。

この事故以外のほかの事故の例等も見ましても、大きな川という事故よりも、肩幅の程度の川幅での事故が非常に多いというふうなことも、調べてみますとございました。特に、自転車に乗って事故が多いと。何で自転車に乗ってる事故が多いのかなと。よくよく考えますと、普通歩いてて川に落ちたら、手をつくんですけども、自転車に乗ってますと、両手がハンドルを持っててふさがってて、転落したときに頭からどかんと打ちつけると。こういうふうなことで事故が多いと。こういうことらしくございます。

また、肩幅ですので身動きが取れない。そういうことでパニックした状態で頭から突っ込んで、たとえ30センチメートルでも顎の高ささえあれば、水を飲んでしまって溺死状態になると。こういうふうなケースが非常に多いと、こういうことも私、調べさせていただいたら多かったです、原因がそうであったと、こういうふうなことでございました。

皆さん方もご承知のように、昔の用水路、河川等はのり面は土でございましたけども今はほとんどコンクリート、もしくは石でできておって、非常に頑丈なんですけども、人間にと

って是非常に危険な施設であると、こういうふうなことが感じられたところでございます。

また、このような事故を繰り返さないということが、こういう事故のたびに管理者については認識を高めていただきたいなということで、再発防止策をご検討いただきたいなということで今回、しっかりとご答弁を求めたいなと思います。

一般的に、どういうふうな対策、再発防止策があんのかということで、啓発の看板であったり、そんな看板が立ってたからというて、注意してる人は注意してるんですけど、誤ってという事故が多いので、看板はいかがなもんかなと。となると、それなりの倒れても川に落ちない柵、防護柵といえますか、そういうふうな対策が必要であんのかなというふうに思いますけども、いろんなケース、ガードレールから始まって、簡易なパイプもございまして、防護柵とはどのようなものかということをお尋ねをまずさせていただきます。

**下村議長** 松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。防護柵とは、どういうものかということでございます。

国土交通省道路局が示している基準について説明させていただきます。防護柵の種類につきましては、車両用防護柵と、歩行者自転車用防護柵の2種類がございます。一般的には車両用防護柵にはガードレール、ガードパイプなどがございまして、歩行者自転車用防護柵には乱横断防止柵、転落防止柵などがございまして。

車両用防護柵の設置目的といたしましては、車両が道路外へ逸脱した場合に生じる損害を防止すること。

歩行者自転車用防護柵の設置目的といたしましては、歩行者や自転車が、道路外や車道に転落したり、車道の横断を防止することとなっております。

以上です。

**下村議長** 増田順弘君。

**増田議員** ありがとうございます。パイプであったり、ガードレールであったり、先ほど若干お話ししました、そういうものがあるということでございます。

非常に道路に設置をするということで、コスト面も相当予算的なものも、かかってくんのかなというふうに思いますけれども、それで命を救われるという柵でございまして、対策も今後深めていただきたいなというふうに思います。

2枚目の写真でございましてけれども、これが先ほどの現場からずっと北の方向に向かっての川でございまして。ここは、どんどんどん北のほうに行きますと川の深さが一番深いところで2メートルくらいまで深くなってまいります。どういうわけか、先ほど言った区内はこの状態で何もなし、隣の区内に行くとガードレールががしゃつとあって、そっから下流は全部あると。非常にガードレールのついておるところ、ついておらないところ、その辺のところもどうも決まり事があんのかなと。

私、あるようには思わない。その道路の拡幅工事であったり、そういう機会にガードレールをつけておられるのかなというふうに思うんですけども、防護柵の設置状況についてまずお尋ねをいたします。



**下村議長** 松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 防護柵の設置状況についてでございますが、防護柵の設置につきましては、大字からの要望、通学路点検による危険箇所の確認を行い、順次予算の範囲内で実施しておるところでございます。

過去4年間の実績につきまして報告させていただきます。

平成28年度防護柵全体の部分でございます。新設で117メートル、補修で17メートル、平成29年度、新設で262.9メートル、補修で19.2メートル、平成30年度、新設で182.9メートル、補修で29.5メートル、令和元年度、新設で121.8メートル、補修で0.5メートルとなっております。

以上です。

**下村議長** 増田順弘君。

**増田議員** 今、説明いただきましたように、大字からの要望であったりということで、通学路点検によってガードレール等がつけられたというよりも、恐らく大字要望が主であんのかなと。たまたま平成29年については262メートルということで、多いんですけど、ほかの年については100メートルから150メートルくらいということで、予算の範囲ということでございます。

安全対策というのは、大字要望によって講じるものかどうかなという疑問が、私、素朴な疑問として感じております。道路管理者、河川管理者が安全対策を自ら講じるというのが、管理される方の責任においてやるべきかなと。大字にとっては、この安全策が地元の方にとって有効であるというよりも、後からまたお話しはしますが、かえって煩わしいといひますか、河川、用水路の清掃であったり、管理上ないほうが管理しやすいということもあって、地元の要望というのは少ないと。逆に少ないのかなというふうなことも感じますので、その辺もちょっと頭に入れておいていただきたいなというふうに思います。

用水路、非常に長いといひますか、各所に用水路というのがございます。危険箇所も私もこの機会にあちこちの用水路を見渡してみますと、非常に危険なところがあっちにもこっちにもというふうに感じます。特に、先ほどもありました、優先して、設置の基準は要望やと言わはりますけども、市として優先的に対策を講じやなかん場所というのは、私は通学路であんのかなというふうに思います。通学路におけます点検、危険箇所、用水路関連でどのような調査を行われて、どのような箇所が存在するのか、その対策についてもお尋ねをいたします。

**下村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。ただいまの議員仰せの質問に対しまして、お答えさせていただきます。

議員仰せの通学路の安全対策といたしまして、平成24年度より毎年1回、小中学校を対象に、国、県、市町村関係者が現地の再確認を行いまして、危険箇所の精査や、対策必要箇所の抽出、対策案の検討を行っております。通学路の拡幅工事や歩道橋の改良、看板設置等、各方面の対策内容がございます。それぞれ事業主体が国、県、市等にまたがることもございまして、調整、検討を重ね、随時対策を行っているところでございます。そのうち、葛城市

内の通学路の用水路につきましては、大雨による増水や、深い用水路への柵設置、用水路に転落防止のための用水路に蓋や柵の設置等の対策を行っていくに当たり、当該地元で協議をいただいた後、建設課等、関係所管課と協議を重ね、順次対応をしております。

また、現在本市では、毎年、通学路安全合同会議を開催し、この会議におきまして、市内通学路の交通面及び防犯面について協議をしているところでございます。この通学路合同安全会議には、国土交通省奈良国道事務所、奈良県高田土木事務所、奈良県高田警察署交通課及び生活安全課、葛城市PTA協議会代表、葛城市小学校長会代表、葛城市中学校長会代表、そして市の生活安全課、建設課、教育委員会教育総務課、学校教育課で構成されており、危険箇所の精査、その対応策について、それぞれの立場から検討しておるところでございます。今後も連絡を密に取りながら、未対策箇所の解決に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**下村議長** 増田順弘君。

**増田議員** ご説明ありがとうございます。私も葛城市内通学路要対策箇所一覧という資料を、以前にいただいた資料でございます。

新庄小学校、2か所というふうに要対策箇所でございます。忍海小学校校区で1か所。新庄北小学校、0か所です。磐城小学校、4か所、それから當麻小学校0か所ということで、実際にこれ用水路の怖さを知って調査されておんのか、その辺のところも今後は用水路を意識して調査に当たっていただきたいなというふうに思います。

3枚目の写真でございますけれども、この場所お分かりでしょうか。これは、この左側の建物、新庄北小学校でございます。新庄北小学校の東側の水路でございます。ガードレール全くございません。小学校のすぐ前の用水路でございます。こういう箇所も学校の近くに存在しておることなんです。ここは通学路じゃないんだと。北側から出入りするんで南はほとんど出入りはないということであるというふうなことも伺ったんですけども、実際、グラウンドを利用される方々は、この道を通ってグラウンドに入ってこられるという通路にもなります。また、児童館等の出入り、送迎の場所にもなります。こういった箇所も少しご配慮いただく必要があるのかなと、こういうふうに思います。

それからもう1か所でございます。これは以前に吉村議員も指摘をされてたと思いますけれども、これは学校の通学路というよりも、通勤通学の頻繁に通られる尺土池西側の道路でございます。道幅は3メートル弱でございます。車は通れると。車は通れますけども、対向はできない。車が結構通ります。通勤・通学者も非常に多い。勢いよく車が通り過ぎますと、通勤、通学される方が雨の日なんかですと、非常に傘を差してたりして危険な状態であると。そういうふうなことも、危険箇所として今後のご参考にしていただきたい箇所かなということで、ちょっと写真を撮ってまいりました。

こういうふうな先ほどのリストに上がってない、解決に至っていないというところが複数あるというふうに思います。なかなか前にも市長とエレベーターの中でこのことについてちらっとお話ししたけれども、非常に網の目のようにある水路のどこから手をつけていったらいいのか、地元との合意形成もなかなか難しいというふうなことも問題としてあるというふ

うなことでございますけれども、通学路に関しましては、危険な箇所、川へはまって直してくれというふうなことも言われてる箇所もほかに、新庄小学校校区内でございます。地元との合意形成が図れないで、そのまま対策講じられない場所もございます。こういった場合の通学路のルート変更も考えていただきながら、安全対策を講じていただきたいなというふうなまず思います。

全国の用水路総延長、びっくりしました、40万キロメートル。40万キロメートルというのは地球10周分と、日本の用水路ですよ、日本に用水路が地球10周分に当たる40万キロメートルに及ぶというふうに言われております。当然、そのほとんどが安全対策を講じることができないというふうに言われております。どこから手をつけるのかと、逆に言いますと、どのような要件を満たせば防護柵を設置するのか、していただけるのか、この辺の要件等が設置基準等があればお尋ねいたします。

**下村議長** 松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。

防護柵の設置要件ということでございます。葛城市において設置要件の規定はございません。国土交通省道路局が示している基準などを参考にしてはおりますが、車両用防護柵には明確な高さ等の基準が示されておりますが、歩行者自転車用防護柵には危険を防止するために必要と認められる区間となっており、また水路であれば、水路等を維持管理していただいている大字区長、設置する箇所に隣接している地元の方との協議をし、必要と判断した箇所につきましては設置をしているというところでございます。

**下村議長** 増田順弘君。

**増田議員** 設置基準がないと。言われたところから順番にやっていると。これが実態ということでございます。

しかし、私はそうじゃないと、安全対策は危険なところから順番にやっていくべきやと。それが管理者としての責任じゃないかと、これが言いたい。

それから、逆に言いますと、日常の用水管理、先ほど言いましたように、非常に邪魔になる。防護柵が邪魔になって、地元としては、水利組合としては、ないほうが良いというところもあるかもしれない、あるやに聞いている。だからできないというところも聞いております。しかし、私は人命が優先であるべきじゃないかなというふうに思います。対策が必要な箇所、また過去に大きな事故があった箇所につきましては、管理上支障の来さないような方法を講じていただきながら、安全対策、これに取り組んでいただきたいというふうに願うわけでございます。

国内でも特に用水路事故の多い富山県、それから新潟県、こういった地域から、国に向けて要望が出ておるというふうに聞いております。国では、来年度予算に用水路の安全対策事業が盛り込まれておるというふうに伺っておりますけれども、その内容についてお尋ねをいたします。

**下村議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

国の用水路関連事業でございますが、令和2年度より農村地域防災減災事業の中の農業水利施設危機管理対策事業といたしまして、農業水利施設への転落による被害防止を図るための安全施設の整備を行うことができる事業が創設されました。

令和2年度におきましては、県が市町村に対して、要望量調査を行って、実施計画の策定を行う予定でございます。本格的な着手は令和3年度の予定でございます。

実施要件といたしましては、県が行う実施計画の中で、農業水利施設の安全対策実施方針に定められ、農業水利施設安全対策推進計画に位置づけられた施設であって、一地区当たりの事業費の合計が200万円以上となり、定額補助により事業を実施する場合は、(1) 国営造成施設又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設であること。(2) 過去において、事故が発生した箇所又は県内で発生した事故と同様の条件下にある農業水利施設であること。(3) 構造上の問題、あるいは水深等からみて、転落した場合に子どもが脱出できないような農業水利施設であること。(4) 通学路、公園、病院、学校等に近接する農業水利施設であること。となっておりまして、(1) から(4) の要件を全て満たすものでございます。また、定率補助の場合は、先ほど申し上げました4つの条件を1つ満たせば事業実施することが可能になり、負担割合といたしましては、国が50%、県が5%、市が45%となっております。

以上でございます。

**下村議長** 増田順弘君。

**増田議員** ありがとうございます。今ご説明ございましたように、非常に採択を受けるためには高いハードルが4つあると。4つの内容を見ましても、まずは国でやった施設については国が責任持って防護柵もやるというのが1点目でございます。それから過去の事故の場所。それから先ほども申し上げましたように危険の度合いの高いというのもあるんですけども、通学、学校、そういった近く。こういう4つの基準を設けられておるということでございますけれども、先ほど50%補助ということでございましたけども、ネット上では全額を国が出すことを検討してんねんというふうな記事も、私見たんですけども、そうじゃないよということなんです。これも見ていただいたんですけども、早田部長に。

いろんな要件がございますけども、現に葛城市で先ほど紹介しましたように1人の命が失われておると。この事実を重く受け止めて、再発防止、しっかりと取り組んでいただきたいとこういうふうに思いますけれども、この再発防止策に関して、市長、ご所見をお願いいたします。

**下村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 直近の事故の話題を中心にいろいろご助言をいただきまして、ありがとうございます。

従前からは水路等の防護につきましては、議員ご指摘のとおり、各学校の保護者の皆さん方、学校関係者のほうから上がってきた要件について、その安全性、もしくは地元との協議の中で設置をしてきたという経緯がございます。ですので、100%保護者の方から要望がありましても、大字区の要件の中で設置できなかったという記憶もあります。例えばガードレールにつきましては、それをつけることによって、逆に待避できる、交通事故等の事故の重

大性といいますか、大きさに関わる問題で設置しないほうがいいというようなご意見をいただいたこともあったように記憶をしております。議員ご指摘の、今回、農水省の事業はぜひ活用したいと思っております。なかなか安全対策につきましてほかの総務省等の事象もあるんですけども、なかなかやっぱし補助が取れない中で市の税金を使って安全対策をやってきたという経緯がございますので、ご意見いただきました、早速利用できるかどうかの検討に入りたいと思っております。

ご助言いただきましたことに感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

**下村議長** 増田順弘君。

**増田議員** どうもありがとうございました。用水路につきましては、先ほどからも紹介しておりますように、大小に関わらず、危険性の高いインフラ装置であんのかなと、こういうふうに今回の事故で学ばせていただきました。その上に立って、施設を管理されておられる団体、市の管理であったり、土地改良区の団体であったり、それぞれの管理責任者が適切な安全対策を講じていただきたい。それが道路側なのか、水路側なのかも含めまして、私は市としての用水路防護柵のガイドラインをある程度作って、どういうところから着手すのかということを進めていただきたいということを強く求めまして、次の質問に移ります。

次に新型コロナウイルスについての質問でございますけれども、この件に関しましては、複数の議員の皆さん、このことに関しては質問をされております。できるだけ重複しないようにといったところで、質問をさせていただきたいと思っておりますので、ご容赦をいただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染が国内で蔓延をし始めまして、約3か月になるというふうに思いますけれども、この間緊急事態宣言等が発動されまして、非常に市民生活、それから経済活動に影響を及ぼしてございます。また、市の事業におきましても、大きな影響があったというふうに思いますが、このことによって予定されておりました執行のできなくなった事業、これがたくさんあるかというふうに思いますが、その状況についてお尋ねをいたします。

**下村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部長の森井でございます。

私のほうからは、保健福祉部所管の4月、5月で実施できなくなった事業とその予算規模についてご説明いたします。

健康増進課で実施しております主なものといたしまして、前期集団のセットけんしん、乳幼児の健診及び相談関係で約850万円の予算が執行できませんでした。このうち、乳幼児等の健診につきましては3密を避けるなどの感染防止対策を行いつつ、6月より受診できなかつた方々の対応に当たっております。

次に、長寿福祉課の主なものとしましては、通所サービス、訪問型サービス、運動教室及びボランティアの協力を得て行っておりますまごころ弁当について、約130万円の予算が執行できませんでした。また、いきいきセンターでは、例年4月より実施しております定期教室を3か月遅れ、7月から実施することといたしましたので、その影響額は約25万円でございます。

以上でございます。

**下村議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** こども未来創造部の井上でございます。よろしくお願いいたします。

こども未来創造部におきまして、4月から10月までの期間に実施できなくなった事業とその予算規模についてご説明させていただきます。

子育て福祉課では、地域子育て支援センター事業として毎年7月から8月に実施しております、乳幼児と市内中学1年生とのふれあい交流事業が中止となりました。予算の計上はございません。また、例年10月に実施しております保育所の遠足につきましては、貸切りバス代として79万9,000円を予算計上しておりますが、現在こういった形でなら実施できるのかを行き先も含め検討中でございます。

次にこども・若者サポートセンターでは、療育教室を緊急事態宣言発令期間中、中止しておりました。この期間の執行不用額が13万円となります。また、親子教室と例年曾爾高原において1泊2日で実施しております療育キャンプにつきましては、現在実施を検討中で、中止となりますと予算額合計で37万7,000円が未執行となります。

以上でございます。

**下村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部長の前村でございます。

市民生活部所管の事業で実施できなくなったものと、その予算規模についてご説明申し上げます。

まず、保険課で実施しております、国民健康保険及び後期高齢者医療制度での健康診査事業のうち、さきに保健福祉部長が説明いたしました前期集団セットけんしん、春の集団健診の際に同時実施する部分が実施できておりません。ただし、医療機関での個別健診は、予定どおり実施しております。なお、10月に予定しております後期集団のセットけんしん、秋の集団健診については、実施予定としております。影響予算概算額は、国民健康保険特別会計で306万1,000円でございます。

また、後期集団のセットけんしん、秋の集団健診の予約開始時期に合わせて行っております受診勧奨事業につきましては、前期分の中止に伴い、後期の健診が混雑することが予想されるため、健康増進課と協議の上、中止することといたしました。影響予算概算額は、国民健康保険特別会計で80万円でございます。

次に、人権政策課におきまして4月11日の人権を確かめあう日記念集会が実施できておりませんので、影響額は講師謝金としての15万円でございます。

最後に環境課の事業で4月11日の菜の花まつりを中止させていただいておりますが、予算には影響ございません。

以上でございます。

**下村議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

産業観光部所管の実施できなくなった事業と、その予算規模について説明させていただきます。

ます。

新日本相撲甚句会主催により6月7日に開催を予定しておりました、相撲甚句の全国大会に係る事業費補助としまして、観光振興補助金のうち50万円、ポスター印刷としまして10万2,000円、記念品製作費としまして15万9,000円、合計76万1,000円となります。

以上でございます。

**下村議長** 西川教育委員会理事。

**西川教育委員会理事** 教育委員会理事の西川でございます。よろしくお願いたします。

教育委員会所管の実施できなくなった事業と、その予算規模についてご説明させていただきます。

主なものとしまして、中央公民館所管の公園まつりにつきましては、公園まつり実行委員会で協議の上、開催中止となり、実行委員会補助金160万円、また、教室講座の講師謝礼72万4,000円が未執行となりました。

体育振興課につきましては、新庄スポーツセンター及び当麻スポーツセンターのプールが中止とさせていただきますので管理委託、修繕、点検費用合わせまして775万円、また2020年開催予定であった東京オリンピックが順延になりましたので、聖火リレー実施に伴う小中学生の送迎バス借り上げ料が109万2,000円ですが、未執行となります。

次に、歴史博物館につきましては、例年開催しておりました春季企画展を来年度に開催順延によりまして、63万9,000円の減額となります。

給食センターにつきましては、4、5月幼小中学校休業によりまして、給食中止のため、給食材料費用1,511万9,000円が不用となりましたが、給食材料キャンセル料として642万9,000円の支出が必要となりました。

文化会館につきましては、当麻文化会館、地区公民館開催の教室講座の講師謝礼59万1,000円の減額となっております。

生涯学習課の葛城アートフェアですが、実行委員会を立ち上げ、企画立案、協賛企業への挨拶や会場の手配等例年は実施しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で訪問や会議の開催を控え、作品の募集も始まっておらない状況で開催中止とさせていただきます、事業費300万円は未執行となります。

以上でございます。

**下村議長** 増田順弘君。

**増田議員** 各部署におかれましては、非常に当初予算を組みながら実施できない、苦渋の選択かというふうに思いますけれども、致し方ない、事業ができなかったというものがこのようにたくさんあったというご報告でございます。

葛城市におきましても、この事業ができなかったもの以外に、プラスとございますか、特別措置という形で独自の支援策を講じていただいたということで、補正予算も今回の補正予算の中にもそれが主な補正内容であったというふうに思いますけれども、今説明をいただきました、執行ができなくなったマイナスについてのご紹介とございますか、お話はあえて今日聞かせていただいた。予算特別委員会委員としての私の思いも含めて、要ると、必要なんだと言

って確保した予算ができなくなったら、できなくなったというご報告も、しかるべき方法でご紹介いただくべきかなということで、あえてこういう時間をお借りしてご確認をさせていただいたということでございます。

ご提案でございますけれども、いずれかの時点、一度立ち止まっていただいて、今年度の当初予算を洗い直していただくと、ご検討いただいて、まだ収束しておらない、今後も事業の取りやめもあるかと思えますけど、いずれかの時点で不要不急の事業も急がなくても次年度に繰り越してもいい事業、これを見直すべきかなと。また、市民にとって、この支援、今後必要じゃないかなというのも含めて、見直す必要があるのかなと、全体を見直す必要があんのかなというふうに思いますが、このことについてお尋ねをいたします。市長、お願いできますか。

**下村議長** 阿古市長。

**阿古市長** どうもありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、突如として現れた事象でございますので、各部署ともに、その対応に日々追われたところでございます。議員ご指摘のとおり、本来でしたら当初予算に計上しているイベント、事業その他がいろんな細かな分野も含めまして執行できないということは、非常に残念であります。

しかしながら、今現状の中で安全対策の取れないものについては、やはり執行はするべきではないという判断の下に、未執行という決断を各部署でしていただいているところでございます。

議員ご指摘のとおり、予算計上した金額につきまして、どう精査していくのか、多分そのやり方というのはいろんなやり方があると思えます。通常の年でしたら、年度末にその未執行分を一括で処理するですとか、かなり金額の大きいものにつきましては、期中に減額処理をするですとか、そのやり方というのはいろいろありますが、何分、今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、まだ収束という形には至っておりません。今後どのような変化があるのかということもまだ未定でございますので、更なる大きな変化があり得るという可能性もございます。その中で未執行のものから、では新たな感染症セーフティーネットに予算を割けるのかということも、考慮はするべきかとは思いますが、まず歳入につきましては、国の援助を仰いでいる部分の中で、まず葛城市として何ができるのかということも検討していきたいという考え方でございます。

今後どのような対応ができるのか、ほかの議員のほうからご質問等一般質問でもございましたが、今回のこの新型コロナウイルス感染症の対応が、果たしてどれくらいの期間がかかるのかということをお考えますと、行政としましてはかなりの年数がかかるという覚悟でセーフティーネットも含めまして、対応を考えておく必要があると考えております。今後また皆様方のご意見を頂戴しながら、どのような対応をしていくのがいいのかということは、ご相談申し上げていきたいと思っております。

以上でございます。

**下村議長** 増田順弘君。



**増田議員** どうもありがとうございます。今年度の当初予算、167億8,800万円、これに関しては、予算審議の中でもいろんなご意見を頂戴したという記憶がございます。前の年より12億4,000万円増加しておるといようなことも、非常に議員の皆さん方からご意見があったと、私、生々しく記憶にあるところでございます。そこへ、コロナ関連の予算が費用、支援策が追加をされて、厳しい本市の財政状況が更にエスカレートすると、こういうことが予測をされるわけでございます。私はこのような状況を踏まえて、先ほども申し上げましたように、次年度以降に先送りできるもの、または取りやめしてもいいもの、さらには不足してもう少ししっかりと支援すべきコロナ関連の支援策、このような今後の非常に、先ほど市長もおっしゃられましたけれども、見通しがつきにくい状況かとは思いますが、総合的な見直し、補正予算をご検討いただきたい。これがいつの時期かということであるかと思っておりますけれども、これは私、逐次議会ごとに、3か月に1回の本会議のごとに、この辺の精査をした補正予算を、今はプラスこういう支援策に対する補正予算というこの予算組みなんですけれども、マイナスという予算組みもあってしかるべきことだと、こういうふうに思いますので、ぜひとも次回の補正予算につきましては、そのような内容も含めた予算をご検討いただくことを求めまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**下村議長** 増田順弘君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時30分

**下村議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、谷原一安君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

6番、谷原一安君。

**谷原議員** 皆さん、こんにちは。日本共産党の谷原一安でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問に立たさせていただきます。

今回の質問は、1つ目に新型コロナウイルス感染症対策についてであります。葛城市民の命と暮らしを守る具体的な施策について質問させていただきます。2つ目は、入札契約適正化による行財政改革推進について質問させていただきます。

これよりの発言は、質問席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

**下村議長** 6番、谷原一安君。

**谷原議員** それでは早速質問に入らせていただきます。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症拡大に対する対策についてであります。

現在のところ、ひとまずこの新型コロナウイルス感染症の感染拡大は収束しておりますけれども、今後とも第2次の拡大が懸念されているところであります。一方、この感染症拡大に伴う、経済社会活動の縮小によりまして、国民の生活は大きな打撃を受けております。政府の統計調査によりまして、4月におきましては、昨年度比で9万人もの不本意な解雇、失業ということで、9万人の方がそうした自分の都合ではない失業ということになっており

ます。つまり、この感染拡大、その感染症による命の危険だけではなくて、経済活動の中でまさに生活が困窮していく、その中で生命の危険にさらされている。そうした人たちが出てきております。これは5月、6月と更に増えることが懸念されているわけであります。

そのため、政府及び奈良県におきましても、こうした生活あるいは経営に対する支援を補正予算を組んでしっかりと支えていこうとしているところであります。

さて、この葛城市における取組でありますけれども、まず市長にお伺いしますけれども、葛城市は基礎自治体であります。国や県と比べて財政規模も大変小さい自治体でありますけれども、こうした基礎自治体がコロナウイルス感染対策、これは感染症防止も含めて、あるいは生活、経営支援も含めて、葛城市が取り組む役割、意義というのをどのようにお考えかお伺いします。

**下村議長** 阿古市長。

**阿古市長** かなり難しいご質問やと思います。幾度となく、今回のこの件につきましては、いろんな方のご質問の中でお話をさせていただいているところでございますが、ご質問の趣旨がかなり大きいものでございますので、重複してお話しする部分もあるかと思えます。

今回の新型コロナウイルス感染症というのは、これは意外と見える景色そのものは変わりませんので、これがそんな大きな災害が起こっているというような、目に見えたような認識というのは起こりにくい状態やと思えますが、実際に起こっているというのは、これは未曾有の大災害でございます。多分何百年に1回という災害であるという認識を私自身は持っております。ということは、これはいろんな分野において影響を及ぼすということでございます。地方自治体としては、市民の皆様への、例えば保育ですとか、教育ですとか、介護ですとか、様々な住民サービスをしておりますが、これが新型コロナウイルスが発生する前と後ではまるっきり変わった形になる可能性があるという認識を持っております。ですから、そのような行政サービスの分野の一つ一つにおいて検証をする必要があるであろう。それと、それに対応するような助成の仕方を考えていかないといけないという思いがあります。

何分まだこれは一旦は収まりかけてるように思いますが、今現在の抗体の保有率が1%未満、0.数%という段階を考えますと、まず第2波が訪れる可能性が非常に高いという認識を持っておりますので、安全対策を緩めるということは、あつてはならないと考えております。それに加えて、これだけの災害ですので、複数年において影響が出るものだという認識を持っております。ですので、今現在、市民の皆様方が受けられている雇用であるですとか、経済的な影響もこれも長い期間において続くであろうという考え方を持っておりますので、当分行政としてもその対応をしていくという覚悟をしなければいけないと思えます。

ただ、おっしゃいますように、地方自治体、基礎自治体としてできる限界というのがあります。本来基礎自治体として市民の皆様方に提供できるサービスというものは、その財源の中においてやれるものですが、今回のような災害に対応するだけの財源を基礎自治体は持っておりません。これはやはり国が先導してやるべきであろう、財源を持っている国がやるべきであろうという認識を持っております。

今回の新型コロナウイルス感染症に対しましても、国の補正予算の規模等を考えますと、

かなりの対応をしていただいているが、これだけでは多分収まらないであろう。ですので、国からの援助を最大限市民の皆様方に、まず地方自治体としてお知らせする必要があります。速やかな手続をしていただくための案内といいますか、その部分でつないでいく必要がある。

それと、今おっしゃっていただきました葛城市独自のセーフティーネットの在り方、かなり難しいんですけども、国がやられてる中でどうしても網の目といいますか、そこからすり落ちてしまう部分がありますので、かなり難しい話なんですけど、そのようなものに対応できることはないのかどうかということをもっと検証する必要があります。その次に国のやられてるセーフティーネットを更に広げていくといいますか、その考え方もあってはしかるべきかなと思います。

これはまだ、災害の真ただ中におりますので、どのような対応をしていかないといけないのかというのは、この状況を確認しつつする必要があります。まさに安全対策とセーフティーネットと、両面がこれから問われる時期に入ってくるという認識をしております。

ちょっとかなり一般的な話になってしまいましたが、具体的な話といたしましては、今回の6月議会に3つ入れさせていただいておりますのが、第1段であるという認識でございます。

以上でございます。

**下村議長** 谷原一安君。

**谷原議員** ありがとうございます。基礎自治体としては、本当に市民に最も近いところで皆さん働いている。地方議会も、市民の声が最も入ってくる位置にあると思います。

今市長がおっしゃいましたように、国や県の施策の網の目を擦り抜けていくようなところ、あるいは谷間にあるところも、我々は把握しやすい状況にある、これが私は基礎自治体の強さだと思っております。もう一つはやはり地域経済ですね。ここで仕事を構え、働いておられる方がいる。そうした地域経済の目配りができるということも忘れてはならないことではないかなと思っております。

そうした観点で、幾つか具体的に質問してまいります。

1つは学校における感染対策であります。6月1日から学校が再開しました。これは分散登校でありました。15日からは一斉登校になっております。したがって、教室の密度が上がっているところであります。給食も始まりました。こうした中であって、学校における教室の感染対策、これがどうなっているかについてお伺いいたします。

教室の中につきましては、子どもたちがほぼ1日の大半を過ごすわけですから、その感染防止にどのようなことをされているかお伺いします。

**下村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。

ただいまの議員の問いに対しましてお答えをさせていただきたいと思っております。

感染対策ということで、まずは3密に対しては、一番基本として言っておりますが、その中でも、教室の密閉を防ぐための手段といたしまして、2方向の窓をこまめに開けることです。また、教室に設置をしております扇風機や換気扇を作動させることで、常に風に流れを

作り空気の入換えを行うことによる感染予防対策を講じています。

また通常、児童生徒が学習する教室にはエアコンを完備しており、窓を閉めた状態のほうが空調効果は上がりますが、これからの季節では熱中症にも対応する必要があることから、空調機器の使用時もこまめに窓を開けて換気を行う、または常に窓を一部開けた状態とし、扇風機や換気扇を作動させることで空気の入換えを行うことにより、感染予防を講じています。

以上でございます。

**下村議長** 谷原一安君。

**谷原議員** ありがとうございます。こまめな換気及び熱中症対策のためにそれでもエアコンはしっかり使っていくというご答弁でした。

そうなりますと、エアコンに対して開け放しで使うわけですから、大変な電気代がかかっていくことになるだろうと思います。おまけに換気扇とか回すということになりますから、こうしたことをやっぱり十分にやる上でも、朝からもお話ありましたけれども、予算の組替え等必要になってくるかと思えます。これについては、学校教育費における光熱費の見直しが必要になってくると思いますが、いかがでしょうか。

**下村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。ただいまの議員の問いに答えさせていただきます。

空調機器の使用におきましては、光熱水費の上で電気代を含めまして、水道、ガスと様々な料金を組んでおりまして、通常よりも多額の電気料金は使用すると思うんですが、できる限りその中で収まるようには使っていきたいと思うんですが、そのときの気候によっても変わってくると思いますが、また不足する場合におきましては、補正のほうでお願いする場合がございますので、その場合は提案をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

**下村議長** 谷原一安君。

**谷原議員** ありがとうございます。子どもためには、十分な環境を整えるために必要なことだろうと思います。しかしながら、行政としては、例えば電気の供給事業者に対して、それなりにコスト削減のために相談、どうすれば削減できるかということも含めて、あるいは交渉等も含めて、ぜひこちら辺はしっかり考えていただけたらと思います。

次に、生徒の登下校時の対策についてお伺いします。

先ほどから出ておりますが、これから暑い夏になります。葛城市の学校におきましては、6月15日から一斉登校ということで、それまで2週間分散登校しておりましたので、夏休みの期間が短いということになります。大変暑い中でお子さんたちは、現在でも登校されているわけでありましてけれども、こうした登下校時の熱中症対策についてどのような措置を取っておられますでしょうか。

**下村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。ただいまの議員の問いに対しましてお答えさせていただきます。

学校教育活動では、近距離での会話や発声等が必要な場合も生じ得ることから、飛沫を飛ばさないようにということで、基本的には常時マスクを着用することとなっておりますが、気候の状況等により、熱中症など、健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合には、マスクを外すよう指示をしています。また、適度な水分補給の呼びかけや、クールタオルなどの導入等、熱中症対策について検討を進めてまいります。

以上でございます。

**下村議長** 谷原一安君。

**谷原議員** ありがとうございます。熱中症対策についてもきちっと指導されてるということでありませう。

私は、子どもたちの登校状況どんなものかということで、何日か早朝近隣の小学校、忍海小学校ですけれども、校門にも立たせていただきましたけれども、忍海小学校では傘差し登校というのをやっておられまして、ソーシャルディスタンスが取れるので、さらに暑い日差しに対して、それを防ぐことができるということで、傘を差している場合はマスクを外して登校していいですよという指導をされてるそうです。愛知県の豊田市の例がテレビのニュースで流れましたけれども、学校によってはそういうふうな工夫をされているところがございます。さらには、今、吉井部長のほうからありましたが、クールタオルですけれども、水をつけるとひんやりして首に巻くということで、大和高田市が、この近隣では、小中学校全ての児童生徒にクールタオルをプレゼントするという施策を発表されて、今配布のほうに入っておられるようですけれども、全国の幾つかの自治体でそういうことをされております。

私は、お子さんを見まして、大変だなと。やっぱり新型コロナウイルスで子どもたちと近い距離でにぎやかに接触できない、友達を作る大事なときにそれができない、非常に辛い思いをされてると思います。そういうときに、君たちのことのつらさを思ってるよということで、こうしたプレゼントをする、子ども、笑顔になると思います。幾つかの自治体では教材費などを配布しているところもあると思いますけれども、1つの対策としてこうした子どもたちに笑顔を与えるような取組、これは熱中症対策も併せて、ぜひ検討していただけないかと思います。こうした工夫をやっていくことこそ基礎自治体としての役割だと思うんですね。国がやるというふうなことではないと思いますので、ぜひこうしたことも検討していただきたいと思います。

それに当たりましては、そういう施策、例えばマスクなんかもそうですけれども、50枚ほどマスクをお配りしました。私が駅頭に立ってたときに、ある方が近寄ってこられて、本当にあれは助かった、ありがとうございますと声をかけられました。本当にありがたがっている方がおられます。一方で、自分はもうマスクいっぱいあるから、これは要らんと。そんなんはどっか必要なところへ寄附してくれということで、もしそういう窓口があったらそういうところで受け取ってほしいんだという声もありました。そういう声があれば、自治体でそういうふうなポストを設けるとすれば、全ての皆さんに喜んでいただける施策になると思うんですね。さらにはそのマスクを、私は国産にちょっとこだわったところがあるんですが、3,000万円使うんだったら、市内業者は一部の方はそれで収益得るでしょうけど、多くはお

金が中国のほうへ行くわけですから、地元経済に貢献しないということもあるので、こうしたプレゼント、例えばこういうタオルをお配りするというふうなことになるれば、できたらそういうことも含めて考えていただけたらと思います。

次に、学校内での感染予防対策として行われている消毒作業に関して伺います。どのような消毒作業を実施しているか把握されているでしょうか、教えてください。

**下村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。学校内での消毒作業でございますが、教室内の消毒、そしてトイレ清掃を中心に行っておりますが、教室におきましては、子どもがよく手に触れるところを中心に、机、椅子、そして取っ手等について、細やかな清掃を行っております。そしてトイレ清掃につきましても、特に手の触れるところが中心となっておりますが、主にこちらのほうにつきましても、小学校等につきましても、教員の方が中心になって行っておられるということになっております。

以上です。

**下村議長** 谷原一安君。

**谷原議員** 今おっしゃったとおり、学校の先生方におかれましては、子どもたちの安全を守るために毎日、毎日こうした消毒作業に携わっておられます。私は前の定例会におきましても、教職員の長時間労働について発言をいたしました。今年度は特に、小学校においては英語教育、あるいはプログラミング教育など、新たな、先生方に対して研修していただき、計画していただき、また授業準備していただくなどの新たな負担が増えているところに、今回の新型コロナウイルス感染症対策であります。朝早くから校門の下足室の前で、あるいは入り口の前で検温したり、子どもさんのチェックをされることから始まって、とりわけ給食におきましては、非常に気を遣うところで、配膳におきましては、給食センターと協力して、あまり手間がかからないようなメニューにされて、安全に配膳するような気を配られておられるようですけれども、私が伺っているところでは、片づけ、この片づけに非常に時間がかかる。これ先生方がやっておられるそうです。かなりの部分を、今。つまり、消毒とかそういうところがあらゆるところで先生の負担になっております。これに対して、私は何とかしてこの負担を軽減する取組をすべきだと思います。それは、学校に支援員を派遣して、この消毒、清拭については、どなたかがきちっとやる。先生方がやるのではなくて、これに対する雇用を行う。これは地方自治体の中にも雇用を新型コロナウイルス感染症拡大の中で、例えば大学新卒生が職を失った。臨時的に市町村が雇い入れるという政策を発表されてるところが幾つもあります。あるいは会計年度任用職員制度で採用するというところもありますけれども、この学校におけるこうした清拭作業について、私は何らかの形で人員を与えるべきだと、本当にこれでは学校の先生が倒れてしまいますよ。こんなんではね。だから、ぜひこのところ、葛城市で支援すべきだと考えますけど、この点についてはいかがでしょうか。

**下村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。ただいまの議員の問いに対しましてお答えさせていただきます。

令和2年度第2次補正予算に、学校再開に当たりまして3密を避けるための環境づくり等、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ることで純増する教師等の業務をサポートし、教師が子どもの学びの保障に注力できるようにするため、スクールサポートスタッフを追加配備し、補習等のため指導員等派遣事業がございます。この事業によりまして、教室内の換気や消毒を行う人材の雇用について、雇用形態等を検討すると同時に、各学校の意見、要望等も取り入れながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**下村議長** 谷原一安君。

**谷原議員** ありがとうございます。検討されて、現場とも調整しながら、どういう形態でやるかというのを今検討されてるようですので、ぜひ、先生方の負担を減らす方向で支援をしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

さて、日本共産党は教室での3密を防いで先生方の負担を軽減するために、第2次補正予算、これは国の補正予算ですが、予備費10兆円与えられている中で、5兆円は行く先がほぼ決まっているようですが、残りの5兆円の1兆円を充てて、40人学級を20人学級に思い切つてすることを提案しております。今、社会全体ではソーシャルディスタンスをあらゆるところで、とりわけ会社とか事業所、議会もそうですけれども、大人の世界ではソーシャルディスタンスを守る取組を進めておきながら、子どもたちが一日の多くの時間を過ごす教室は、これは本当に密集状態を放置しているわけであります。教職員定数改善計画は、第2次安倍政権ではあまり進みませんでした。欧米諸国などでは学級の生徒定数は30人以下が標準であります。今日本は知識享受型の授業から、アクティブラーニングなど、主体的な、創造的な思考を求める、そうした授業に変わりつつあります。これを40人学級でやるのは、本来大変困難なことで、時代遅れ、世界に取り残されるような教育環境になっております。新型コロナ後の新生活ということが言われますけれども、私は新型コロナ禍の新生活として、子どもたちにゆとりある教室で、そうした教育環境を与える国民世論をぜひ社会全体で形成していく必要があると考えております。

さて、次に生活事業者支援について質問いたします。政府は個人事業主及び中小企業において、売上げが前年度同月比50%以下の月があれば、持続化給付金を支給する対策を取っております。既に申請されている事業者も多くいらっしゃる聞いております。しかし、一方では、私がいろいろな方とお話したときに、とりわけ家族経営による零細な事業者、あるいは個人事業者、特に高齢の事業主の方には、パソコンなど触ることが苦手な方々、こうした方々においては、前年度同月比の収入が50%を切っているにもかかわらず、つまり持続化給付金を申請できる条件にありながら、申請していない方が結構いらっしゃるんですね。1人10万円の特別給付金については、昨日でしたか、一般質問の中で質問がありました。葛城市では96%の世帯が、もう申請されているわけですね。手続が大変簡単だからです。さらに葛城市は、お聞きしますと、4%の申請できていない世帯に対しても、再度申請を働きかけて、できるだけ多くの方に受けていただくという、基礎自治体ならではのきめ細やかな対策を取ろうというふうにされておられます。これに対しては感謝申し上げるところでありま

すけれども、この持続化給付金は個人が、要はパソコン、インターネットを通じて個人が申請するというようになっておりますから、大変ハードルの高い方がたくさんいらっしゃるんですね。これについて、葛城市独自に持続化給付金申請についての相談会、あるいは特別な窓口を作って周知すべき必要があると考えますけれども、いかがでしょうか。

**下村議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願い致します。

持続化給付金につきましては、オンライン申請のみとなっております、インターネットに不慣れた事業者につきましては、申請のハードルが高く感じられます。電話相談が機能しなかったため、サポート会場が県内で4か所設けられるようになりました。なお、本市から一番近い会場は、大和高田商工会議所です。

また、6月8日からは中小企業診断士による無料相談が始まっており、日々刻々と変わる情報を伝えることができるように、広報活動をしてまいります。

また、5月29日発表の奈良県対処方針には、県による雇用調整助成金の相談窓口の開設、売上げ回復への支援、感染防止対策、新商品開発支援などが6月補正予算により計上されるとのことですので、このような情報も併せて伝えていけるように尽力してまいります。

また先日、近畿経済産業局中小企業課のほうから、管内市町村のほうで、専門家の派遣についてのニーズ調査が来ました。こういったことに、各市町村に専門家を派遣し、より幅広い中小、小規模事業者からの経営相談や新型コロナウイルス感染症対策に向けての支援策の活用等に係る相談への対応体制等を整備するということでの、ニーズ調査が来ましたので、葛城市のほうもそれに対してお願いしているというところでございます。

以上でございます。

**下村議長** 谷原一安君。

**谷原議員** 今、国の申請サポート会場の大和高田の開設とか、県の雇用調整助成金の窓口を設けるとか、あるいは個別専門家派遣ということで、今後基礎自治体でもそうしたことができるような体制について検討しているということですが、私は、住まいが御所市の境に住んでるんですね。時々御所市からチラシが入ります。先日、私びっくりしました。こういうチラシが入ってて。新型コロナウイルス感染症に伴う、雇用調整助成金、持続化給付金個別相談会ということで、これは雇用調整助成金相談窓口として、日付はおいときますが、毎週火曜、木曜の2日間、1人につき1時間、専門家、社会保険労務士が御所市の商工経済会館相談室でやりますよと。それから相談します。持続化給付金、これについても毎週水曜、金曜の2日間、午前10時から午後4時まで1人1時間につき相談いたしますと。これについては、パソコン入力が必要な場合はサポート申請のほうに回っていただくような案内もしますということで、本当にこういうことこそ、私は基礎自治体がやるべきことだと思うんですよ。つまり、高齢の方、あるいはパソコンが全く苦手な方、こういう方に対して、福祉のほうではアウトリーチという考えがありますけれども、条件に合っているにもかかわらず、国の申請に対して乗ってこない人。国はやっているのに、そういうとこまで行けない人。そういう人に対する丁寧なサポートを、ぜひ新型コロナウイルス感染対策の中で、基礎自治体としての



役割として、ぜひやっていただけないかなと思います。

続いて質問いたします。子育て世帯への支援についての質問をいたします。要保護・準要保護家庭児童生徒への就学援助について質問いたします。これについては、文部科学省も子どもの貧困対策ということで、ポータルサイトを設けて要保護・準要保護家庭児童生徒への支援策を全国の全ての市町村の取組状況を毎年公表しております。私も入学前の入学準備金支給についていろいろとご相談もし、奈良県下12市のうち葛城市と宇陀市については入学前支給がされてなかったわけですが、それを行っていただきました。そのときに、いろいろと本当に実態に即した申請について、本当に考えていただいたところでありますけれども、私は要保護・準要保護生徒の就学助成金について、今年度増える可能性もあると思ってるんですが、まずは、年度当初のスケジュールが大きく変わっておりますので、今年度のとりわけ準要保護家庭児童世帯の申請、この就学援助金についての申請の期間、これはどうなっていますでしょうか。

**下村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまの議員の問いに対しましてお答えさせていただきます。

準要保護につきましての申請は、例年は4月中旬に保護者宛てのお知らせを手紙及びホームページでお知らせをさせていただいております、申請期限を5月下旬としておりましたが、今年度につきましては、臨時休業のこともあり、お知らせの配布が5月中旬、そして申請期限を6月下旬までと変更いたしております。

以上でございます。

**下村議長** 谷原一安君。

**谷原議員** 私としては、6月下旬ということでありますけれども、これについてはちょっと長めに取っていただいて、できるだけ広く申請を受け付けていただきたいと思います。

さて、この就学援助金についても一つお聞きしたいんですけれども、新型コロナウイルス感染拡大の影響で失業などによって大きく収入が減少した家庭が出てきていると思います。この就学援助金については、申請が前年度所得による基準となっております。これについては、新型コロナウイルス感染拡大対策に対して、特例措置としてぜひ前年度の所得ではなくて今年度所得を失った方、とりわけこうした経済活動の自粛の中で失った方について、ぜひ今年度申請ができるような、そうした措置を取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**下村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまの議員の問いに対しましてお答えをさせていただきます。

教育委員会におきまして、家庭における特別な事情による経済的負担への対策につきましては、市の今おっしゃっておられますような就学援助費が考えられますが、当該年度の所得を限定することが困難なことから、実施が難しいと考えられます。一方、国全体といたしましては、児童手当の追加や国の第2次補正予算分として、児童扶養手当に追加給付があるとのことですが、市といたしましては、このたびは新型コロナウイルスの影響が市内在住の児童生徒の保護者への負担を考慮し、市独自の方針といたしまして、市立幼稚園、小学校、中学校

の給食費3か月分を無償とし、また私立幼稚園、小学校、中学校に通う葛城市在住児童、生徒の家庭にも、葛城市給食費3か月分を支給いたします議案を本定例会に提出をしているところでございます。

以上です。

**下村議長** 谷原一安君。

**谷原議員** 国の施策及びそれに上乗せ施策をして、子育て世帯を支援する策を取っているということでありませぬけれども、要は失業したら全く収入がなくなるわけですから、また失業したということについては証明もできるわけでありませぬ。だから、この点についてはやはり検討していただけないかなと思ひます。これは長期に続くとはいひませぬので、ワクチンが開発されて、一定の収束を見るまでの間ですけれども、ぜひそういうことも考へていただきたいと思ひます。

続いて、国民健康保険制度の傷病手当金の問題についてお伺ひします。葛城市でもさきの臨時会で条例改正を行つて、国民健康保険制度においても傷病手当金を支給するということになりました。しかし、その場合は、国民健康保険制度の被用者のみということになっております。しかし、国保には自営業者がたくさん入つておられます。そこでお伺ひしますけれども、専従者については青色申告、白色申告ともに支給されるのでしょうか。

**下村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部長の前村でございます。

ただいまのご質問、所得税法第28条第1項に規定する給与等の支払いを受けている者に青色事業専従者及び白色事業専従者も含まれるため、どちらも国による財政支援の対象者となります。

以上です。

**下村議長** 谷原一安君。

**谷原議員** 分かりました。ありがとうございます。

続いて、事業主は傷病手当金の支給対象になるのでしょうか。これについて伺ひます。

**下村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** それの説明をさせていただきます。

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度は、様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、保険者が保険財政上余裕がある場合などに自主的に条例を制定し行うことができるとされています。

このたびの新型コロナウイルス感染症対策については、国内での更なる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要であると。そのため、国内の感染拡大防止の観点から、保険者に傷病手当金の支給を促すとともに、国が緊急的、特例的な措置として当該支給に要した費用について財政支援を行うこととしたというのが、国民健康保険等における傷病手当金の位置づけ、趣旨でありますので、先ほど言つていただきました葛城市の国民健康保険におきましても、傷病手当金の支給を行うことができるように5月7日の臨時会で所要の改正を行わせていただいたところござい

まして、なお、お問いの、被用者を対象としております、これは社会保険など、他の健康保険制度と平仄を合わせるため、自営業者などには資金繰りなどで傷病手当金とは別の支援スキームがある、また、季節などによって大きく収入が異なる職種もあるので、自営業者などを仮に傷病手当金の対象とした場合、大きく増えた時期の収入に応じて傷病手当金が算定されるなどの可能性もあるため、逆に不公平感も生じると厚生労働省が解説を加えておりますので、ご理解いただきたいと思ます。

**下村議長** 谷原一安君。

**谷原議員** これについては、制度が一步前進したために新たな矛盾ができてきたようなところなんですけれども、個人事業主は、家族が働いてて、その家族が陽性患者になった場合は傷病手当金が出ます。でも大黒柱のお父さんがなった場合は出ないんですよ。その場合、事業を休まなければいけません。これは非常に不合理でして、本当に感染対策というのであれば、安心して休んでいただいて、事業をその間休業してもらおうと。無理しないと。陽性患者であったときに無理しないということになるんだと思うんですが、ほかの市町村で全国を見ますと、国保制度とは別に、国民健康保険制度ではなかなか難しいので、制度的に、見舞金という形ですよね、傷病手当見舞金という形を創設してるところがあります。これは、葛城市内で個人事業主の方が陽性患者になるということは、第1波ではなかったわけですけど、第2波では多少そういう方が出てくるかもわかりませんが、これは葛城市の姿勢なんですよ。葛城市として皆さんに対して個人事業主の方で国の制度は出ませんが、こうした見舞金制度を設けて、安心して休んでいただけるようにしますと。こういうメッセージ性が高いものだと思いますので、全国幾つかの自治体でもやっておられます。ぜひ葛城市でも検討していただきたいと思ます。

時間が差し迫ってまいりましたので、あと1つだけお伺いします。妊娠SOSについての取組であります。新型コロナウイルス感染拡大の中で、学校が長期に休業いたしました。その期間に起きた問題の1つが、望まない妊娠ということの問題であります。しかしながら、今、日本全国で妊娠SOSの取組が地方自治体、あるいはNPO法人で取り組んでおります。これは望まない妊娠についての相談だけではなくて、妊娠に関わるあらゆる相談を受けることで女性を支援するという取組でありますけれども、現在、全国24の都道府県にその窓口があり、15の市が妊娠SOSの相談窓口を設けております。葛城市においてもこうした窓口を設けるべきだと考えますけれどもいかがでしょうか。

**下村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願ひいたします。

新型コロナウイルスで在宅中に、望まない妊娠となった場合の相談先としての妊娠SOSの取組についてということでございます。健康増進課では思いがけない妊娠でお悩みの方へと題しまして、葛城市のホームページに以前から案内を載せておりましたが、内容を見直し、奈良県産婦人科医会で開設されている妊娠等の悩み相談窓口、相談時間が午前9時から午前0時まで、土日も開設されているご案内を掲載するとともに、健康増進課でも月曜日から金曜日ではございますが、相談を行っていることを今月よりホームページを更新して案内して

おります。

以上でございます。

**下村議長** 谷原一安君。

**谷原議員** ありがとうございます。早速、そういう取組を強化されて、充実されていることを感謝申し上げます。

葛城市においてはマイナス1歳から40歳まで、子育てをサポートするということで、先進的な取組を作ってこられました。今回こうした妊娠SOSのような形できちっと窓口を設けられたことを本当に感謝したいと思います。

あと1つ、新型コロナウイルス感染対策については指定避難所の運営マニュアルについてお聞きしたかったんですが、これについてはほかの議員も質問されましたので、以上をもって、新型コロナウイルス感染対策についての具体的な取組についての質問を終えさせていただこうと思います。

最後に、一言述べさせていただくならば、私は葛城市の取組が非常に少なく、遅いと思っております。ほかの奈良県下の市町村、周辺市町村と見ても、この件について私はもっと市長にリーダーシップを発揮していただいて、様々な取組をやっていただきたいと思っております。今私が挙げただけでもかなりの数に上ってますけれども、これだけでは足りないですよ、本当は。もっといろんなことをやっていかなければなりません。お金がなければ知恵を出す。職員の方に汗をかいていただくという形で、ぜひ市民の命と暮らしを守る基礎自治体としての役割を果たしていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

続いて、入札契約適正化による行財政改革についての質問に移っていきます。

地方公共団体による調達とは、その財源が税金によって賄われているものであるため、より良いもの、より安いものを調達することが求められております。そのため、地方公共団体が発注を行う場合には、不特定多数の参加者を募る調達方式である一般競争入札が原則とされています。ところがこの原則を貫くと、大変準備に、あるいは作業に時間が必要となって、結果として当初の目的が達成できなくなるということもあるので、指名競争入札や随意契約による調達が例外的な取扱いとして認められているところであります。

この中で今回は、随意契約について少し質問したいと思います。

この随意契約は、予算の効率化、公平性、透明性という点で大変問題があると思っております。業者との癒着が生じやすいとされているわけですが、それについて、透明性とか公平性を確保する仕組みづくりが私は求められていると思っております。

そこでお伺いしたいんですが、葛城市において現在行っている各課での随意契約について、入札契約については管財課という課があるわけですが、それら各課の随意契約について報告を、例えば月ごと等にまとめておられるのでしょうか、お伺いします。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。ただいまの谷原議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、随意契約につきましては、建設工事で130万円未満。それから物品売買で80万円未

満、その他の委託契約等で50万円未満の予定価格となる少額随意契約につきましては、決裁権者の権限において執行されておるところでございますけれども、契約規則に規定する随意契約ができる範囲を超えるものにつきましては、葛城市契約事務取扱に関する基準といったものを作成し、競争入札を実施することを原則とし、同法施行令第1項第2号、または第5号、または第6号等による1者随意契約について、その案件が同法施行令の規定に該当することを決裁権者の権限において確認の上、事務局として資料を取りまとめ、業者選定委員会に報告をしておるところでございます。

ちなみに、業者選定委員会といたしますのが、毎月開催をされているというところでございます。

また、契約事務につきましては、契約のガイドラインとも言うべき契約事務の手引きといったものを作成をいたしておりまして、少額随意契約を行う場合の手続、それから注意事項及び1者随意契約ができる場合の基準を明記し、運用をしているところでございます。

**下村議長** 谷原一安君。

**谷原議員** 少額随意契約の場合は別として、毎月そうした形で少額随意契約以外のものについては、把握できるという状態にあるというふうに考えてよろしいわけでしょうか。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 少し答弁が不正確であったかと思えます。

少額随意契約以外の随意契約の案件につきましては、毎月1回開催いたしております業者選定委員会に報告という形で取りまとめをさせていただいております。

**下村議長** 谷原一安君。

**谷原議員** 月ごとに把握しようと思えば、その業者選定委員会に上がってきたものを記録すれば把握できるということであろうと思えます。

先ほどありましたけど、随意契約締結に当たっての基準とか、ガイドラインのようなものを葛城市は作っておられるということでありました。また、私はこれについてはちょっとまた情報開示請求等をするにして、中身について勉強させていただきたいと思えます。このことについて1つだけ紹介しておきたいんですが、秋田県仙北市という、これは合併によってできた市ですけれども、随意契約適正化に係るガイドラインというのを平成27年12月1日に作成して、これインターネットで見ることができます。この仙北市におきましては、平成27年9月27日に5年の長期委託契約を随意契約で締結することに係る収賄事件で、担当課長が逮捕されたことから、再発防止のためにこのガイドラインを作っております。私、このガイドラインは非常に要領のいい、簡潔にまとめられたガイドラインだと思っておりますので、ぜひ参考にしていただきたいんですが、その中にやはり公表してるんです、月ごとに。公表するということにしてるんですね。一般競争入札及び指名競争入札については、葛城市ホームページに、入札ごとに公開されております。ですから私どもずっと経年変化を見ますと、毎年同じような作業委託業務が、談合の疑われるとされる95%の落札率を毎年、それ以上99%のときもありますけれども、続けてる業務があると分かるわけですね。そしたら、これについてちょっと調べてみようというふうなことになりますし、反対にずっと高額の高率

の落札率が、ある年から、ある業務については60%台に落ちたような業務もあります。あ、これは談合が崩れたなど。聞いてみますと、新規の業者が参入して、大きく落札率が下がったというふうなことも分かります。市民の目にも、市民の方でもこういうことに関心を持っておられる方がおられます。随意契約につきましては、葛城市におきましては、道の駅かつらぎ建設事業においても、大変な高額な随意契約が結ばれておりますし、今年度も臨時会で3,000万円ほどのマスクの購入についても随意契約になったわけですが、この随意契約の在り方について、やはり適正な仕方、財政の効率性ということ、それから業者の癒着を断つ、できるだけそういう疑いをなくすという観点からも、大きな事件があったときにはそれなりに見直しをするということが私は大切だろうと思うんです。ご存じのように葛城市におきましては、道の駅かつらぎ建設事業におきまして大変な不正事件が起きて、元副市長が逮捕される。あるいは葛城川東線におきましては、これは阿古市長の下ですけれども、その当時の建設課長がこれも官製談合、収賄事件で逮捕されるということがありました。それに対して、私は一般質問などで制度をきちっと、ちゃんとやってほしいということで、制度改革を求めたところなんですけれども、現職の課長じゃなかったかな、課長補佐やね、すいません。現職の課長補佐の方が逮捕されたということで。当時のですよ。

つまり、阿古市長の下でもそういうことが起きたわけですから、やはりこういう再発を防ぐために市民に分かりやすい形で何らかの制度改革なり、ガイドラインなり、そういうことが目に見える形で示されることが私は大変大事だろうと思ってるんです。この仙北市が立派なのは、こうしたことをちゃんとホームページに載せているということなんです。ガイドラインについても。あるいはその市議会での調査については、今なお載せているわけです。私は、目に見える形でぜひこうした入札契約について、新たな取組、さらには、必要な取組について、市民に見える形で示していただきたいと思うんですけれども、今回は随意契約についてお話ししましたけれども、阿古市長の入札適正化についてのお考えがあれば、最後にお伺いしておきたいと思えます。

**下村議長** 阿古市長。

**阿古市長** どうもありがとうございます。入札につきましては、前市長のときからのいろんな問題がありまして、その中で改革をということでいろいろと取り組んできたところであります。

ある種、議員ご指摘の私の就任期間中に現職の課長補佐が逮捕されるという事象もありました。それも踏まえまして、改革に取り組んでまいったところでございます。なかなか改革というのは短期間で仕上げるという改革もありますし、時間のかかる改革もあります。まさに入札の部分につきましては、入札の業種ごとに見ていけないといけないのかなという思いがあります。

議員がご指摘になりました、一定の入札率がずっと続いていたものについては、非常に不思議である。ですからそれは特に洗い出ささいという指示をしました。その中で、あまりにも競争が激しくなったというところもあるんですけども、一定の競争原理が働いたということでございます。業種ごとに適正な競争をしていただくということが、私は非常に大切なことやと思えます。それにつきまして、また新たなお知恵があるようでしたら、ご教授を賜

ったらと考えております。

以上でございます。

**下村議長** 谷原一安君。

**谷原議員** ありがとうございます。私は、これについてもぜひスピードアップをしていただけたらなと思っております。入札契約について、第三者委員会を設置するというのが、入札適正化法及び同指針で示されているところでもありますけれども、今年度予算でこの入札監視委員会を設置する予算がつかしました。しかし、第三者からそういう意見を求めるのではなく、行政自らが入札契約について様々なことを洗い出して形にしていってほしいと考えているんです。

例えば、指名競争入札、2者、3者でやっているということがあります。私は仙北市のこれ随意契約ですけれども、2者以上から見積りを取ると。それが市内に1者しかなかったら市外のほうからも1者入れてやると。つまり競争性を担保するというのを随意契約でもやっておられる。

例えば入札契約について、そういうふうな形で指名競争入札が、応募者数が少ない場合は、やっぱりそういうことも考えて、競争性は広く取っていく。いつもいつもそう取ることで、地元企業を育てられないということでは困りますけれども、そういうことについても、きちっと一定の指針の下にやっていくとか、様々、一般競争入札あるいは随意契約について細かいところでも改革していけるところが私はあろうかと思ってるんです。それは、行政がまず取り組んでいくべきだと思っております。入札監視委員会、どんな形で、3人ほど専門的な方をお招きして、そこで議論していただくということになっておりますけれども、そこに任せるのではなく、まず自ら、行政のほうの問題点を洗い直して、そして市長のリーダーシップの下で、二度と不正事件が起きないような再発防止策が市民に明らかになる形で、ぜひ打ち出していきたいことをお願い申し上げまして、私の発言といたします。

ありがとうございました。

**下村議長** 谷原一安君の発言を終結いたします。

次に、3番、吉村始君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、吉村始君。

**吉村始議員** 皆さん、こんにちは。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして一般質問をいたします。

初めに、このたびの新型コロナウイルスの影響で大変な思いをされている葛城市内をはじめとする全ての皆様にお見舞いを申し上げます。

今回の質問は2つございます。質問の1つ目は、尺土駅舎外の安全確保についてであります。2つ目は、化学物質による香害についてであります。

今回も、議長のお許しを得まして適宜パネルを用いながら質問に臨みたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、これからの質問は質問席にて行いたいと存じます。

**下村議長** 3番、吉村始君。

**吉村始議員** 半年前の令和元年12月議会での一般質問で、尺土駅周辺の整備事業につきまして、駅舎

南側に設置予定のエレベーターの前倒し設置の可能性や、周辺道路についての質問を行い、ご答弁をいただきました。今回の質問はその続きとなります。

まず、今パネルで示しました写真は、現在尺土駅南出口近くに掲出されている尺土駅前広場完成予想図と題された看板で、駅を利用される、または駅前を通行される多くの方々が目に見えているものであります。

2点確認をいたします。1つ目にこの尺土駅前広場完成予想図には、「イメージ図であり、詳細検討により変更する場合がある」と記されていますが、このイメージ図は今後細部の変更はあったとしても、現時点での市が目指す完成イメージを表していると考えてよいでしょうか。2つ目に、このとおり整備を進めた場合、エレベーターの設置時期の見通しはどのようになるでしょうか。半年前にご答弁いただきましたけれども、それから変更なければ同様にお答えをいただければと存じます。

**下村議長** 松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの質問についてでございますが、まず1点目の、この尺土駅前整備事業につきましては、市道拡幅による車両交通の円滑化、歩行者の安全を考慮して駅舎2階のコンコース南側より歩道橋を設けて、市道の上空を渡り、エレベーターまたは階段にてロータリーに下りるといふ歩行者の動線となっております。また、現在の地下通路も、南側に延長しロータリー内に接続する計画をしております。計画策定に当たり、十分検討を重ねた結果、現在の計画となっております。整備に当たり細部の変更が出る可能性はございますが、完成イメージと捉えていただいてよいかと思っております。なお、エレベーターの設置時期については、計画を変更しての早期設置は困難と考えております。今後のスケジュールといたしまして、用地取得後、西の葛下川における橋りょう拡幅工事、地下道を延長する工事、またこれに伴い地下道と東西方向の市道との交差部に埋設しておりますライフラインの移設工事、エレベーターから歩道橋設置工事と進んでいくわけでございますが、用地取得後3年から4年必要であると見込んでおります。

以上です。

**下村議長** 吉村始君。

**吉村始議員** 半年前にご答弁いただきましたように、市としては看板のイメージのとおり、尺土駅前周辺整備事業を進めるといふ方針には変わりなく、工事の順番としては、用地取得が終わった後に、まず1番目に西の葛下川に架かる橋を広げる工事、2番目に尺土駅の南北を結ぶ地下通路をロータリー内まで延ばす工事、そして併せて地中に埋まっているライフラインを移す工事、そしてそれが終わってようやく3番目にエレベーターからの歩道橋設置工事と進んでいるということでもあります。

この歩道橋というのは、尺土駅のすぐ南側に近鉄南大阪線と並行して東西に延びる正式名称を、市道八川保育所・尺土線というそうですが、ここ数年間拡幅工事中のこの市道と立体交差するものであります。エレベーターの設置工事が一番後回しになってしまうという理由につきましては、後でお聞きをしたいと思っております。



半年前の質問で、私は当初の設計どおり整備工事を進めるという行政の方針があることは重々承知の上で、駅舎の外のエレベーターを道を挟んだロータリー内ではなく、駅舎に直づけする形で早期に設置してほしいという提言を行いました。現在、尺土駅構内には、コンコースとホームとを結ぶ2基のエレベーターが完備されています。車いすやベビーカーを使っておられる方や、高齢者の安全な利用に役立っています。駅舎の外にも早期のエレベーター設置を提言する理由の一つとして、利用者の安全確保はもちろんのこと、現在進行している急速な高齢化を挙げたいと思います。

日本の人口は2010年を境に減少を続けていますが、2025年にはおよそ800万人おられる団塊の世代が75歳以上のいわゆる後期高齢者となり、国民の4人に1人が後期高齢者になると言われています。これは社会保障、医療、介護などの2025年問題と言われていますけれども、尺土駅前整備事業の現状を見てみますと、今の調子では、1つの節目と考えられる2025年という年までに、エレベーターが設置されるのは厳しいなと正直考えざるを得ないからであります。

それでは、半年前に私が提言したエレベーター早期設置の内容を簡単に振り返りたいと思います。その根拠となるエレベーターは、あくまで仮にはありますけれども、現在尺土駅構内に設置されているものと同等のものを想定しております。

この今パネルで掲出しましたこれですが、現在尺土駅構内のエレベーターは、駅舎の完成後に後づけで設置されたものであります。パネルの写真は、榎原神宮前と御所方面行きホームに設置されているものですが、定員が11名、積載750キログラムの車いすで乗り込んだ向きのまま降りられる、いわゆる貫通二方向型エレベーターというものであります。人が乗って上下するかごの横幅はおよそ1メートルで、車いすでの通行を可能にしています。外寸の幅はおよそ2メートル、奥行きはおよそ2.9メートルです。これと同じ大きさで、同じ形状のエレベーターを駅改札口を出たコンコースの南側側面に張り出しを設けます。この張り出しといいますのは、建築用語でいうバルコニーなどのように、壁面から外に出っ張った部分のことをいいます。この張り出しの東側にエレベーターの昇降路、いわゆるシャフトをコンコース階は、エレベーターの出入口が西側に向くように、地上階の出入口を東側になるようにいたします。この方法であればエレベーターを先に設置することができるのではないだろうかということ、やる、やらないは最終的には行政の政治判断でありますけれども、まずはこの方法が可能かどうか、メーカーや近鉄など関係者に確認していただくことを要望いたしました。それに対して、次のようなご答弁を得ました。

エレベーターを駅舎に直づけすることによる問題点として、3つ考えられるということでもあります。

1つ目に、歩道の計画幅員、現在3.5メートルで設計されているということですが、これの確保の問題。2つ目に、駅舎に先に張り出しとエレベーターとを直づけしようとした場合、設置位置が地下通路に近接してあることによって、歩道橋設置予定位置のすぐ西側に駅の北側と南側とを結ぶ地下通路がこれがあるんですけれども、その整備工事の際に悪影響を与えないだろうかという問題です。それから3つ目に、市道八川保育所・尺土線を横断する際に、

歩行者等の横断を確保できるか、という以上の3つの問題点を挙げられました。その上で行政として当初計画におけるエレベーターの設置時期、歩道橋の工事費を考案した中で、検討材料として関係機関に確認するというものであります。

さて、その結果をお答えいただく前に、先ほども申しましたように、前回の質問で私は幅およそ2メートル、奥行きおよそ2.9メートルの貫通二方向型エレベーターを想定しましたが、ロータリー内に設置予定のエレベーターの仕様は、当初の計画ではどのようなになっていますでしょうか。

**下村議長** 松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** エレベーターの当初の計画についてでございますが、今回計画しておりますエレベーターの仕様につきましては、かご内での車いすの回転を考慮いたしまして、定員15人、1,000キログラム、シャフトの大きさにつきましてはメーカーより異なりますが、内寸で横幅2.5メートル、奥行き約2メートルとなっております。

以上です。

**下村議長** 吉村始君。

**吉村始議員** なるほど。駅構内のエレベーターよりも一回り大きなものを設置予定とのことでありす。しかし、かごの大きさを規定する理由として、かご内での車いすの回転を考慮したことを、今挙げられましたけれども、私は貫通二方向型エレベーターのほうが使い勝手がいいというふうに考えますので、そのつもりで引き続き質問を続けます。

改めて、前回のご答弁で挙げられていた3つの問題点を念頭に、関係機関に確認していただきました結果を、1つずつ順にお答えをいただきたいと思います。

**下村議長** 松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。

まず、1つ目でございます。歩道の幅員につきましては、歩行者の車いすの方が擦れ違える条件といたしまして、最低2メートル必要と決められております。エレベーターを駅舎近くに計画した場合、離隔の関係上、歩道幅員に影響が出る可能性もございます。その場合には、歩道幅員を確保するために計画道路の法線が変更となり、追加の用地取得が必要となります。

2つ目、駅舎内の使用状況や、地下通路の位置を考慮いたしますと、エレベーターの接続位置は、計画位置に限定されるものでございます。地下通路の延長工事に伴い、仮設工として、鋼矢板の打設が必要であり、施工の際に必要となりますので、設置するのは困難と考えます。

3つ目です。現計画に至るまでの平面交差についても検討を行っておりますが、関係機関との協議にて安全面、道路交通面、周辺の状況からも一番合理的である現計画を採用し、事業を進めておるところでございます。

以上です。

**下村議長** 吉村始君。

**吉村始議員** 今ご答弁いただきました内容1つを取りましても、駅前広場については、様々なパター

ンを検討の上で現在の設計に至ったことは承知をいたしております。現在は当初設計のとおり、用地の買収が進められています。ロータリーにつきましては、近鉄新庄駅や、忍海駅など、市内の近鉄駅の例を見ましても、また、ほかの自治体の主要な駅を見ましても、鉄道の駅と道路とが垂直に交わる。あるいは、道路と線路との間に一定の距離があって、いずれにしてもロータリーは、駅舎に接して整備されているのが一般的であります。線路に道路が並行して近接していて、駅舎から道路を歩道橋でまたいでロータリーに渡る尺土駅のような形は、一般的な形状と比べてやはり使いづらいと言わざるを得ません。しかし、私もいろいろと試行錯誤したんですけれども、駅舎と駅前広場とをくっつけて、その南側に道路を迂回させようとする、どうしても更なる用地の買収が必要となります。これはこれで現実的ではありません。では、今のご答弁に対して、現状の制約も念頭に置きつつ、1つずつ確認をしていきたいと思っております。

まず1点目、歩道の幅の確保についてであります。歩道の計画幅員が3.5メートルということですが、歩道の幅員は最低でも2メートルは必要とのことであります。ということは、仮にエレベーターの昇降路の外寸が歩道内、数10センチメートルか1メートル程度はみ出した場合でも、残りの歩道の幅が2メートル以上確保できれば許容され则认为しますが、いかがでしょうか。また、現在駅構内に設置されているようなシースルーの昇降路を採用すれば、歩道の利用者がエレベーターの昇降路ごしに向こうが見渡せて安全が確保され则认为しますが、見解をお聞かせください。

**下村議長** 松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 今の質問についてご答弁させていただきます。

先ほども説明させていただきましたが、歩行者や車いすの方が擦れ違うためには、最低2メートルの幅員が必要とされております。検討いたしておりますエレベーターのサイズや条件を考慮した場合、歩道幅員の確保が難しくなる可能性がある则认为します。

また、シースルーの昇降路については、開放感があり、周辺的安全確認ができるという利点もございますが、計画策定時には経済比較の検討もしており、高圧ガラスの使用などにより費用面におきまして通常の約2倍となります。屋外での設置というところで、乱反射による視認性の確保ができなくなるという可能性もあると思うところでございます。

以上です。

**下村議長** 吉村始君。

**吉村始議員** 今のご答弁にありましたように、行政の当初計画どおりの定員15名のエレベーターだともしかしたら、歩道幅員の2メートルの確保は難しくなる可能性もあるかもしれません。私が提言します貫通二方向型エレベーターですと、私の計算ではですけれども、余裕を持って2メートル以上確保できると认为します。

次に、エレベーターを駅舎に直づけした場合、設置位置が地下通路に近接しているために、地下通路整備工事に影響を与えるという問題について、2階の出入口から東側に昇降路を支える土台も考慮に入れて、2メートル程度の必要かつ最小限の張り出しを設け、その東側にエレベーターのシャフトを設置すれば、構造的な問題については解決するんじゃないかなと

いうふうに考えるんですけども、この方法が取れないんだという理由とは何でしょうか。

**下村議長** 松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** ただいまの質問についてでございます。

エレベーターにバルコニーを設け、2階の計画位置に接続する方法は可能であるとは思いますが。ただし、バルコニーを支えるため、エレベーターの基礎が大きくなること、また、張り出しの長さによっては支柱が必要となってくることがございます。また、雨天時に対応する屋根につきましても設置となれば、風圧やそのもの自体の重量により、計画しております基礎や支柱径など、構造計算上大幅な変更となる場合がございます。

また、先ほども説明いたしましたが、地下通路の延長工事の際に仮設工として鋼矢板を設置する作業がございます。長さ11.5メートル、8メートルの鋼矢板をクレーンと圧入機を使って打ち込み作業を行います。上空に張り出した部分のバルコニー等がございますと支障となり施工することができないということでございます。

以上です。

**下村議長** 吉村始君。

**吉村始議員** 地下通路の土留め、あるいは山留めとして鋼矢板を打ち込む際、クレーンと圧入機などの大型の重機を使用するということですね。クレーンを使う際、上部に既に張り出しなどの構造物があれば引っかかるので、鋼矢板を打ち込む工事ができないということでもあります。このため、最初に確認したとおり、先に地下通路の工事が済んでから鋼矢板を打ち込む上部に当たる歩道橋の設置工事は後になって取りかかるというふうに考えていらっしゃるという、おっしゃっている理由については承知をいたしました。

次に、駅出口からロータリー内まで、横断歩道という形で歩行者通路が市道八川保育所・尺土線と平面交差するという問題であります。言うまでもなく、当初設計のとおり、歩道橋を設置して歩行者通路と車道とを立体交差させれば、完全に歩車分離はできます。しかし、冒頭に申し上げたとおり、私は歩道橋の設置は2025年までには難しいのではないかと考えております。代替案としてまして横断歩道の設置を提言いたしますが、しかるべき安全措置を講ずれば、歩行者が安全に行き来できると考えます。駅出口から駅前広場に行くのに横断歩道で道路を横切るという構造は、道路交通法上の規制などがありますでしょうか。

**下村議長** 松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** ただいまの質問についてでございます。現計画は、駅舎2階のコンコースの南側より歩道橋を設けて市道の上空を渡り、エレベーターまたは階段にてロータリーに下りる計画をしております。歩行者がロータリーより市道を横断し駅舎へ向かう計画はしておりません。ロータリー内は一方通行であり、車両が集中して出入りする形態となっております。敷地スペースや車両を誘導する路面表示の配置から、ロータリーから駅舎へ向かう横断歩道の設置は難しいと考えられます。

横断歩道や一旦停止等は、公安委員会の管轄となりますが、道路交通法上の問題も生じてくる可能性もございます。また事業につきましては、近鉄と協議をし進めております。駅利用者の安全確保が求められており、危険な形態での計画は了承を得られません。現計画はロ

一タリーから通路橋にて駅までの動線が確保されており、駅利用者の安全の確保もできており、協議において指摘事項もなく問題ないというところでございます。

以上です。

**下村議長** 吉村始君。

**吉村始議員** 今ご答弁いただきましたとおり、危険な箇所には横断歩道を設置できないというのは、これは当然のことだと思います。ここまでのご答弁を伺って、駅の利用者と歩行者の安全を確保するという目的については、現在市が完成を目指しておられることと、私が提言していることとは同じ方向性であると、私は考えるものであります。

ただし、駅前整備完成までの手順を、10年前の当初設計時とは大きく変わった現状に合わせて変えてほしいというのが、私の提言の肝なのであります。

では、現状に合わせるとはどういうことかにつきまして、私の考えを2つ述べたいと思います。1つ目は尺土駅の利用者数が減っている、何も対策しなければ、今後も減っていくことが予想されるという紛れもない事実があるということであります。葛城市が合併した翌年の平成17年11月8日に近鉄が行った1日乗降人員の調査結果によりますと、尺土駅の乗降人員は4,975人、ほぼ5,000人でした。それが、平成30年11月13日に行った同様の調査結果では、4,348人となっています。この間、10数%の乗降客が減っています。尺土駅の利用客数は年々減少傾向にありまして、何もしなければ今後もその傾向が続くと考えられます。つまり、対策が必要だということであります。

ここで話が少しずれますけれども、言うまでもなく近畿日本鉄道は民間の鉄道事業者であります。近鉄グループホールディングスの決算を見ますと、セグメント別の運輸の中の鉄軌道事業の営業収益は、一時期インバウンドの影響で持ち直した年もあるのはあるんですけども、減少傾向にあります。合理化の一環で平成25年には二上神社口駅、当麻寺駅、磐城駅がそれぞれ駅係員の無配置化がなされました。尺土駅は現在も駅係員がおられますけれども、2年ほど前から窓口業務が廃止されています。

ここでお尋ねをいたします。合理化につきましては、民間会社の経営判断であることは理解しております。しかし、公共交通機関である鉄道に行政が市民の声を届けることは大切だと考えます。例えば、葛城市地域公共交通活性化協議会のような、行政が交通事業者の方々と話す機会があるはずであります。行政が鉄道事業者に市民の要望を伝えるということについて、行政としてどのようにお考えでしょうか。

**下村議長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願い致します。

ただいまの吉村始議員の質問でございます。葛城市におきましては、地域公共交通活性化協議会など、公共交通事業者が委員として構成員に含まれている会議はあるわけですが、それはあくまで公共交通の活性化及び再生の協議を行う場でございますが、直接民間事業者への要望を行うことができるものではございません。しかしながら、今後機会があれば近鉄の担当者の方に市民の声としてお伝えすることは可能かと考えております。

以上でございます。

下村議長 吉村始君。

吉村始議員 市民の要望を実現させるために、行政が民間事業者に対しても使えるチャンネルがあれば、積極的に利用するという努力をするということは、私は大切なことと考えるものであります。よろしくお願いいたします。

昨今の新型コロナウイルスの影響で、インバウンド需要で一服していた鉄軌道事業も経営環境の厳しさにますます拍車がかかっているものと思われます。そうすると、今後また駅係員の人員配置に影響が出てくるかもしれません。現在、車いすで電車を利用される方は、駅係員に操作してもらって、エスカレーターを利用されています。この利用にも影響が出てくるかもしれないと心配するものであります。したがって、駅の利用者を増やしていくのだという明確な算段を持ったまちづくりの視点が、利用客数の減少であり、新型コロナウイルスであるこの現状に合わせてより重要になってきていると思います。

2つ目は、市道八川保育所・尺土線の拡幅工事の進捗が遅くて、駅前広場の完成は何年も先になるであろうという事実があるということでもあります。なるほど、市道の拡幅工事が済んで、通過する車の台数が増えたり、ロータリーの設置に伴って車の出入りが多くなった暁には、その後ようやく市道八川保育所・尺土線を安全に横断するための問題点であったり、通過する車からの危険回避の問題点というものが出てくるかもしれません。しかし、現状では、市道の拡幅もその後のロータリー設置も随分先のこととなっております。したがって、市道を歩行者が横断する際の安全確保の問題が出てくるとしても、随分先のことになるだろうと思います。このような現状に合わせる必要があると考えます。

以上のように、私は現在の整備事業の進捗状況を踏まえた上で、駅利用者の安全確保とバリアフリーの視点から設計変更を行い、エレベーターの早期設置を市道八川保育所・尺土線の北側に駅舎に近接する形で行うべきであると改めて提言をいたします。

現行の計画では、駅舎からロータリー内に屋根がついていない歩道橋を架けて、その先にエレベーターを設置するというものであります。この歩道橋が架かる真下の地面には、先ほどのご答弁にもありましたけれども、地下通路を延伸する工事の際、鋼矢板、つまり鋼の矢板を重機を使って真上から打ち込む必要があるとのことでした。そのために、地下通路の延伸工事が終わってからでないでエレベーターの設置を含む歩道橋の工事に取りかかれないとのご説明でありました。では、鋼矢板に限らず、矢板は何のために打ち込むのかといいますと、地下通路の壁が土の圧力、土圧によって崩れないように土留めをしておく必要があるからであります。であるならば、駅舎とエレベーターのシャフトとをつなぐ必要最小限の張り出しを設置する際に、その足元の土留め工事を、私が今出しておりますパネルのように、先に終えておけば後で鋼矢板を打ち込む工事がありません。私はこの方法で問題が解決すると考えるものであります。

ここまでの整備を、仮にフェーズ1と名づけます。この張り出しは、将来ロータリーに延びる歩道橋の構造体に接続できる強度を持ったものであり、行政が当初から想定している全体構想の完成、これを勝手に私フェーズ2と名づけるんですけれども、これに備えるものであります。また、張り出しの上部には屋根を設け、風雨のときの利用者の安全に供するのが

よいと考えます。利用者の安全確保が目的というのであれば、エレベーターの地上のほうです。地上の出入口の上部にも現在の南出口に至るまで屋根を設けることも検討すべきだと考えます。

このフェーズ1を早期に終わらせることが、尺土駅を利用しやすい、魅力的な駅に変え、この変化が乗降客の減少を食い止める具体的な対策の1つになり得ると考えるものであります。尺土駅周辺整備は、手段であって目的ではありません。目的は、駅周辺の開発と葛城市全体の発展であります。したがって、歩道橋の設置は少なくとも尺土駅の乗降客数が再び増加に転じたとき、または今後便利になった市道やロータリー進入路を利用する車が増えたときに対応すればよいと考えます。それまでは、歩道橋工事に関しましては、中止ではなくて延期をすべきと考えます。

エレベーターを早期設置するという提言によるメリットの1点目は、エレベーターの使用開始が格段に早くなるということであり、2点目に歩道橋の工事の時期を駅周辺の発展に合わせて、市の財政状況とも相談しながら調整ができるということであり、3点目にエレベーターを利用する方が、雨風の日にわざわざ傘を差して歩道橋を渡らなくて済むということであり、これによって利用者の安全性が向上すると考えます。もちろん、駅舎からロータリーまで市道で歩行者と車とが平面交差するということは、もし完全な歩車分離すべきだというふうな視点からはデメリットとも捉えられるかもしれませんが、特に雨風のときの歩行者の流れはスムーズになり、安全性もかえって高まると考えます。今後、利用者数と通過車両などの変化を見ながら必要な時期にフェーズ2の工事を行えばよいのではないのでしょうか。

以上、安全性の向上及び時間と費用との短縮、削減が図れると考えて再度提言をいたします。

今、駅舎とロータリーの平面の交差について触れましたが、続いて市道八川保育所・尺土線の接続についてお伺いをしたいと思います。

関係者のご努力によりまして、徐々に工事が進んでいるわけでありましてけれども、駅から西側の丁字路に接続する尺土駅の西側を南北に走る市道尺土池西線ですね、午前中に増田議員が用水路の安全対策について写真を見せて指摘されたこの場所ですけれども、この今後の整備の見通しについては、いかがでしょうか。

**下村議長** 松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

尺土駅西側の南北道路、市道尺土池西線と申しますが、この道路につきましては、令和元年度に周辺3か大字により歩道設置の要望書が提出されております。現状は開渠の水路であり、改善においては水路に床版など蓋を設置し、歩道を設けるという計画になります。しかし、現状の水路の状況から荷重に耐えられる構造かなど、設計委託が必要であり、延長も長いため、完成までには時間を要することとなります。また、歩行者の安全対策として、縁石や柵等が必要であり、その場合、車両幅員として現状と変わらない状況となります。

以上です。

**下村議長** 吉村始君。

**吉村始議員** 今ご答弁のありました、市道尺土池西線と市道八川保育所・尺土線とが丁字に結節している箇所につきましても、衝突事故など起こさない安全対策が必要であります。道路上の車のスピードを落とす対策の一例としまして、葛城市内では長尾で1か所採用されているゾーン30があります。また、物理的デバイスを設置して、車のスピードを落とす方法もあります。

物理的デバイスとは、例えばハンプとあって、道路の一部を隆起させるものや、道路上に狭窄箇所を設ける、スラローム、クランクなどを設置することをいいます。警視庁の資料によりますと、ゾーン30の整備効果の一例として、平成28年度末までに、埼玉県警、京都府警で整備したゾーン30のうちの202か所において、整備前後における平均通過速度を比較したところ、2.9キロメートル毎時低下したとのことであります。また、物理的デバイスを設置した13か所におきましては、4.2キロメートル毎時低下したとのことであります。

さて、物理的デバイスの1つであるハンプでありますけれども、一般的に設置効果とされることと、もう一つデメリットとされることについてお伺いをいたします。

**下村議長** 松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** ただいまの質問についてでございます。

ハンプについてでございますが、道路上に車の速度を抑制させるために設けられたかまばこ状の突起物でございます。そのため、ドライバーに不快感を与え、車両の速度の低減が期待されるものでございます。ただし、段差が生じることから、騒音、振動等が発生するため、設置につきましては、十分な検討が必要かと思われまます。

以上です。

**下村議長** 吉村始君。

**吉村始議員** 葛城市内の通学路などでの減速対策について、私ちょっと過去に調べたことがあったんですけれども、物理的なハンプというのは近隣民家への騒音と振動との問題があるというふうなことで、なかなか難しいなと思ったことはあります。そこで今回提言したいのが、イメージハンプというものの採用であります。物理的に道の一部を隆起させるハンプと違って、ペイントの視覚効果によって立体的な障害物に見せかけるものであります。防音壁や防護柵、交通安全製品を製造販売している積水樹脂という会社が大阪府警と協力して、ドライバーに注意を促して事故を防止する目的で開発されたということであります。この会社と大阪府警とが実証実験を行ったところ、整備前後における平均通過速度はおよそ10キロメートル毎時低下し、事故件数も半分以下に減少したそうであります。良いことづくめのように思われますけれども、市道にイメージハンプを導入する際の手順、クリアすべき基準などについてお伺いをいたします。

**下村議長** 松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** ただいまの質問についてでございます。

視覚効果によって立体的な障害物に見させるものがイメージハンプでございます。ドライバーに注意を促し、アクセルから足を離させて、事故を防止することを目的としており、車線内の左右に設けることで通行帯を狭く見せることや、斜線の外側に設けて、縁石があるよ



うに見せかけること、ドライバーのほうに向けた矢印を立体的に見えさせることができるものでございます。交差点のカラー塗装とともに設置されている事例をよく見かけます。規制を伴うものではありませんので、公安委員会への協議は必要ないかと思われま。ただし、何度も通過するにつれ、ドライバーがイメージハンプに慣れてくるかもしれないということが考えられます。

以上です。

**下村議長** 吉村始君。

**吉村始議員** ちなみに、葛城市での設置実績というのはありますでしょうか。

**下村議長** 松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 本市につきましては、実施した経緯はございません。スピードを抑制するために生活道路やいわゆるスクールゾーンでの交通事故対策などに採用されております。

以上です。

**下村議長** 吉村始君。

**吉村始議員** ご答弁いただきましたように、単純比較できるわけではありませんけれども、周辺地域をゾーン30として整備したり、物理的デバイスを設けたりするよりも、よりハードルが低くて、それに対しては効果が見込めるのではないかと考えます。市道八川保育所・尺土線と、市道尺土池西線との結節点、または市道尺土池西線そのものへの採用、また、市内の通学路で道が狭いにもかかわらず、通過車両が速度を緩めず近隣住民から危険性が指摘されている箇所が幾つもありますけれども、そこへの採用の検討を併せて要望したいと存じます。

では、まとめに入ります。エレベーターの早期設置とイメージハンプにつきましては、ともに歩行者の安全性の向上を図るという視点から提言をいたしました。合併による葛城市の誕生時から、また駅前整備の現在の計画ができたときから、この新型コロナウイルスの影響とともにある現在、鉄道利用の状況も変わり、市の事業の進捗状況も予定とは大きく違ってきております。せんだって、市内の幼稚園の様子を見に行きましたら、園児にキープディスタンスを理解してもらうためのシールが園内のあちらこちらに貼ってありました。幼稚園の先生が、これから子どもたちは新型コロナウイルスと共にいるのが当たり前の世界に生きていくんですよというふうにおっしゃっていたのが印象的でありました。尺土駅前整備事業もまさに現状に合わせて計画を再検討、調整することで、限られた市財政を有効的に配分し、本来の目的であるまちづくりの進捗に資すると考えるものであります。

最後に市長にお伺いをいたします。以上のような理由から尺土駅前整備事業について、特にエレベーターの早期設置について、解決方法を1つずつお示ししながら具体的な提言を行いました。計画の再検討をいただきたいというふうには私には考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

**下村議長** 阿古市長。

**阿古市長** いろいろとご提言いただきましてありがとうございます。ご提言の内容につきましては、真摯に受け止めたいと思います。いろいろな事象の変化、新型コロナもいろいろ今回の一般質問の皆さん方がされました。そこでも申し上げてるんですけど、この影響というのは計り

知れません。それがどのように市の行政のサービスも含めまして、これからのまちづくりに影響していくのかというのは、まさにこれからだと思います。まだ、その災害の真ただ中においてというのが、正直な私の気持ちでございますので、その分析に入るのはもう少し時間がかかるのかなとは思いますが、分析をしながら、葛城市の将来のまちづくりについて一定の修正が要るのであれば、修正をしていく必要はあるのではないかという認識は持っております。

以上でございます。

**下村議長** 吉村始君。

**吉村始議員** 昨日、川村議員の質問に対しまして、市長は葛城市の膨れ上がった事業をソフトランディングさせることで、安定した財政運営を行い、新たなステージを目指すんだというふうにお気持ちをおっしゃいました。私の提言は、まさに市長のお考えにも沿うと考えますので、どうぞよろしくご検討をお願いいたします。

続きまして、化学物質による香害についてお伺いをいたします。

コウガイと聞きますと、普通公害と書いて、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動など、企業活動によって地域住民の被る環境災害を指します。この公害という音をもじって光の害と書く光害や、香りの害と書く香害という言葉が新しく作られました。ちなみに、光の害の光害とは、過剰または不要な光により、夜空が明るくなることで、天体観測に影響を及ぼしたり、生態系を混乱させたりなどの問題が指摘されています。光害という言葉は、アマチュア天文家の川村幹夫さんという方が命名されて広まったと言われております。

今回取り上げます香害は、香りの害と書く香害であります。事前に葛城市議会会議録で検索しましたところ、香りの害の香害と、香害によって発症する化学物質過敏症については、検索結果がゼロでありました。香害はまだ一般的にはなじみのない言葉であろうと思います。今回の質問の目的は、化学物質過敏症という病気を引き起こす香害というものの存在をまず知っていただきたいことと、そして化学物質過敏症は化学物質に敏感な方だけの特殊な病気ではない、人ごとではなく、自分ごととして考える契機にしてもらいたいということであります。

香りの害、香害とは、合成洗剤や柔軟剤、防虫剤、化粧品、芳香剤などの合成香料によって、化学物質過敏症を引き起こすという問題であります。以前日本ではあまり強い香りは好まれていなかったとされていますが、近年嗜好の変化もあって、強い香りを好む方が増えてきたそうであります。また、香料成分をマイクロカプセルに閉じ込め、そのカプセルが繊維に絡みついて、動きますとこのカプセルがぷちぷちとはじけて香りが出てくることによって、洗濯後に長時間にわたって残香性の強い商品も開発されて、愛用してる人もいらっしゃるかと思います。そんな中で香害、香りの害が近年クローズアップされてきています。化学物質を例えば、食べ物を口から摂取する経口や、化粧品、柔軟剤などのように、鼻や口から吸いこむ経気、それからあと、皮膚から吸収される経皮などのルートで体に吸収、体内に蓄積して発症する化学物質過敏症は、誰にでも突然起こり得る病気であります。化学物質過敏症を引き起こす香害について、現在、一般的に認知、理解されているとは言えないと考えて

おります。

今後行政が市民の皆さんに香害の実態を周知し、みんなで理解を深める過程で、協力して働くとお書かされた協働で、お仕着せでない公共のルール確立につなげていくことが重要ではないかというふうにご考えるものであります。

さて、葛城市では、既に5月11日に健康増進課のサイトで、化学物質過敏症についてと題して、香害についての情報を掲出されております。現時点ではまだ一般的によく知られていない香害について、現時点での行政の内部での認識についてお伺いをいたします。

**下村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。

化学物質過敏症を引き起こす香害については、まだ行政内でもよく認知されている言葉ではないと認識しております。また、この病気には、根治療法がございません。人によって症状の強さや、どんな物質に反応するかは異なります。これらのことを市民そして行政内部において周知を図っていくことが肝要であると考えております。

**下村議長** 吉村始君。

**吉村始議員** 化学物質過敏症は、発症した本人だけの問題だけではなく、誰にでも突然起こり得る問題なんです。シャボン玉石けんという会社が、香害を問題提起するサイトを公開されております。その中で、化学物質過敏症を予防する5つの習慣としまして、1つ目には化学物質を減らす、2つ目に良い空気で暮らす、3つ目にオーガニック食品を増やす、4番目にビタミン・ミネラルでデトックス、5番目に毎日、少しの運動を行おうという提言がなされております。これらは主に個人が意識して行う対策が中心であると考えますけれども、行政としてはどのような対策が考えられますでしょうか。

**下村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。

行政として、どのような対応が考えられるかについてでございますが、一般論といたしまして、まず最初にホームページ及び広報誌を活用し、公共の場でも周知していくことが求められると考えております。このことから、周知方法について、先ほど議員よりご紹介いただきました健康増進課のサイトにおいて、化学物質過敏症についての情報発信をホームページで開始した段階でございまして、今後は、市民向けに7月の広報掲載を予定しており、職員には、職員掲示板も利用して、周知を行いたいと考えております。

**下村議長** 吉村始君。

**吉村始議員** 早速来月の広報で、香害と化学物質過敏症について取り上げていただけるということがあります。また、職員掲示板での周知も行っていただけるとのこと、ご対応を評価いたします。

これは、提案なんですけれども、ほかの自治体のポスターをインターネットで見つけてまいりました。例えばこれは埼玉県のもので、「知っていますか？ 香りのエチケット その香り、苦手な人がいるかも！？」というふうな、こういった柔軟剤とかそれから合成洗剤に対する注意を喚起するようなポスター。それからあと、これは岐阜県の関市の市役所です

けれども、香料自粛のお願いをしているという、強い香りに困っている人がいますということで、下のほうに柔軟剤の匂いで健康被害を訴える人が増えていますというふうなことが書かれています。ご来庁の際は、強い香りを控えてくださいますようお願いいたしますという、市民に対する情報発信をしているポスターもございます。

葛城市におきましても、今後このようなポスターでの啓発も検討していただければと考えます。また、掲示場所の一例として、例えば静岡県湖西市では、注意喚起のポスターを密になりやすい場所であるという理由から、エレベーター内に掲示し、市民の目につきやすくしているという例もございます。ご参考になればと思います。

さて、行政の部署の中でも、窓口対応やケア対応などで、特に香害に敏感であったほうがよいと思われる部署もございます。例として、これは思いつくままなのですが、例えば健康福祉センターなどの保健福祉部、保育所や学童保育などのこども未来創造部、それからあと幼稚園、小学校や給食センターなどの教育委員会のこういった職員の皆様には、よりきめ細かい周知、ご理解をいただくことが大切なのではないかなというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

**下村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。

香害が発生しやすいと思われる部門での周知と対応でございますが、現在、まず健康増進課内部において勉強を行うとともに、ホームページや広報誌において、周知と情報発信を進めている状況でございます。議員ご指摘の、関係する部署の職員への周知と対応方法につきましては、今後研究してまいりたいと考えております。

**下村議長** 吉村始君。

**吉村始議員** まずはこの問題の担当課になるであろう健康増進課で、今後しっかり研究をしてもらえるとのこととあります。よろしく願いいたします。できれば将来的に香害に対する、葛城市としてのガイドラインができてくればより望ましいと考えます。そのことも含めましてよろしく願いいたします。

衣服、特に私服への柔軟剤や合成洗剤の使用は、当然個人の自由なんですね。しかし、職務中の作業着については、化学物質過敏症に苦しんでおられる方の苦痛を軽減するためにも、あるいは、化学物質過敏症の発症を予防する観点からも、何らかの配慮が必要なのではないかと考えるものであります。しかし、将来業務で用いる白衣には、柔軟剤の使用制限をしましょう、などという話になったとしても、ルールの一方向的押しつけではなく、まずは職員間または市民の間でこの問題が周知、共有され、今の新型コロナウイルス感染症対策に対する市民の対応にも、これも同じく言えることとありますが、職場などから改善したほうがよいという共通の意思が示され、結果ガイドラインが作られて改善するというプロセスが望ましいのではないかと考えるものであります。

市長にお尋ねをいたします。香害について、市としてまずは研究をしていただくことをお願いいたします。また、ご参考までに香害についての議論が進んでいる自治体におきましては、公共施設の洗剤使用をせっけんに置き換えてほしいとの要望がなされるところもありま

す。こういった香害については、どのようにお考えでしょうか。

**下村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 香害につきましては、まだまだこれから研究する余地があるのかなと思います。ある種の化学物質のアレルギー反応的なものであるのかなという理解の仕方をしておりますので、まず研究をさせていただきたいと思います。その中でどの程度の割合でそのようなことが発生するのかも含めまして、どのような対応をしていくのかということは、研究していきたいと思います。その中で、まずそういうことがあるということは、知っていただくということがまず第一のかなという認識をしております。

以上でございます。

**下村議長** 吉村始君。

**吉村始議員** ご答弁ありがとうございます。実は私、先月、「自由に生きるための知性とはなにか？」と題しました、新型コロナウイルスの影響でビデオ会議システムZoomを使用した立命館大学主催のシンポジウムに参加いたしました。東京や名古屋の大学に勤務する複数のパネリストが、自宅や勤務校の研究室から、京都の立命館とオンラインで結んで議論をされました。質問もリアルタイムでネットで受け付けますよというふうなことで、ちょっと未来チックな体験をしたわけなんですけれども、そこでパネリストのお一人、熊谷晋一郎東京大学先端科学技術研究センター准教授が、「わたしを発見する知：リベラルアーツと当事者研究」と題して、基調講演を行われました。熊谷准教授は、唯一無二の私を対象とする当事者研究の第一人者であります。熊谷准教授は生まれつき脳性麻痺を持っておられるんですけれども、ご自身の経験を踏まえて、自分の弱さや、取り巻く環境要因を理解することが、認識や行動パターンを変える力になる。また、コロナの状況は、総当事者化を招いている、当事者研究は、障がいを持った方にのみ役立つ方法ではなく、多くの方々にとってのヒントになるだろうという話をされました。中でも特に印象に残ったのは、当事者を治療対象者として変えようとする、いわゆるこの熊谷准教授の思い出といいますか、経験によると、脳性麻痺をリハビリで頑張っていて、頑張っていて乗り越えて普通の人に近づけるように頑張っていて社会復帰を目指すんだというようなことが1970年代にあったらしいんですが、そうではなく、当事者が過ごしやすいように社会や周りの環境を変えていくというふうに時代が変化してきたということでもあります。

新型コロナウイルスの時代であります。いつ、我々も罹患するか分かりません。実は、誰もが自覚症状はないんですけれども、何らかの機会に、例えばPCR検査を受けてみれば、もしかしたら陽性だったのかもしれないというような、今回のことにつきましては、当事者性があると思います。

化学物質過敏症も、いつ突然発症するかもしれないという当事者として考えることが大事だと思います。

エレベーターも、尺土駅のエレベーターですけれども、一部の利用者が必要とする乗り物だということではなく、今本当に急速な高齢化が進んでいる中で、誰もが階段やエスカレーターの利用を危険に感じるようになるかもしれません。だからエレベーターが必要なんだと、

自分もその当事者として考えたら、これは急ぐべき問題ではないかというふうな考えに至りまして、そういう視点で今回の一般質問を行いました。

以上、私の一般質問を終了いたします。丁寧なご答弁ありがとうございました。

**下村議長** 吉村始君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3 時 2 6 分

再 開 午後 3 時 4 0 分

**下村議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、2番、梨本洪珪君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、梨本洪珪君。

**梨本議員** 皆様、こんにちは。梨本洪珪です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、これから私の一般質問を始めさせていただきます。私の今回の質問は、2つございます。1つ目は公共施設マネジメントについて、そして2つ目は、民間委託におけるコンプライアンス基準についてと題して質問させていただきます。

これより先は、質問席にてさせていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

**下村議長** 2番、梨本洪珪君。

**梨本議員** それではさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

昨日、これは川村議員からの質問だったと思うんですけども、その際、阿古市長より東洋経済新報社による2020年の住みよさランキングの紹介がございました。何と、昨年の34位より更に順位を3つ伸ばして、31位ということ。葛城市民として、市議会議員としても、本当に喜ばしく思う、うれしいニュースでございました。

この結果は、短期に成し遂げられたわけではないと思うんです。これまで葛城市のまちづくりに関わってきた先人たちが施策を積み重ねた結果でもあります。

ただし、手放しで喜ぶわけにもいかない、このようにも感じました。指標はその年によって、追加や削除されるので、単純には比較できないわけですが、細かく数字を見れば、富裕度、これは2018年の基礎データを基に財政力指数、人口当たりの法人市民税、そして納税義務者1人当たりの所得、これなども指標なわけなんでございますが、この富裕度が昨年度の139位から364位に落ちている。私は恩送りという言葉が好きで使うわけなんですけれども、過去の行いが現在の結果を作っています。と同時に、現在の行いは未来の結果につながっています。つまり、現在すべき努力を怠ったり、後回しにすれば順位を下げる未来が待っていることになるわけです。我々市政に関わる者は、葛城市の未来に対する責任を負っています。その上で、最も重要な施策の1つである公共施設マネジメント、この件について質問を始めさせていただきます。

まず、私は公共施設マネジメント関連の質問は、今回で7回目になります。直接同じ題目で4回、そして関連した題目で2回させていただきました。

質問内容を時系列におさらいさせていただくと、2018年3月議会にて、初めて一般質問をさせていただきました。その際、目的地を明確にということ、迷子のお話に例えてお伝えさ

せていただきました。そして方向性について、市長からもご答弁をいただきました。答弁内容としては、将来的には庁舎を1つにしていくことや、人口規模を見込む中で施設の在り方を検討する、ただ、しばらく時間が欲しいというような答弁であったと思います。次の2018年6月議会の質問では、それらの進捗について伺わせていただきましたが、公共施設ごとのバランスシート作成、施設評価等を行うことを検討してはどうかと、このように提言させていただきました。そして、2018年9月議会の一般質問では、ハード面ではなかなか進まないということであれば、ソフト面からの重複機能を改善してはどうかと、例として、庁舎機能、宿日直の窓口業務を統一化してはどうかと、このような提案をさせていただきました。2018年12月議会では、将来的な人口規模と、街づくりビジョンについてと題して、将来の子どもたちに負担を残さない、十分なエビデンスに基づいた公共施設マネジメントの実施をお願いいたしました。2019年3月議会の一般質問では、公共施設の集約化、例として、公共施設等適正管理推進事業債、これの1番である集約化・複合化事業、そして5番のユニバーサルデザイン化事業を活用して、当麻庁舎2階の教育委員会を当麻文化会館に移設してはどうかと、このような提案も行いました。そして、昨年2019年9月議会では、施設カルテ及び施設ごとのバランスシート、そして施設白書などの作成状況について伺いました。滞っているというような答弁でございましたので、最新の現状分析とその方針をお願いさせていただきました。

このように、公共施設マネジメントについては、様々な角度から提言を行ってきましたが、私の目に見えるような形での進展はこれまでほとんどございません。短期保全計画では5年間の費用の平準化と、取組の優先順位を整理して保全優先度の高い施設について、計画を上げられておられます。まず、各施設の計画上と実際の実施状況はどうなっているのか、教えていただけますでしょうか。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。ただいまの梨本議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、短期保全計画におきましては、平成31年度以降の5年間について、施設及び設備の保全優先度を順位づけいたしまして、費用の平準化と予防保全の実効性を高めるといったことを目的として策定をしておるところでございます。施設の実情に応じて執行が前後することが想定はされるわけですが、施設維持のためには、計画的な実施が必要ということになってございます。このため、各施設所管課へ、優先順位に基づき順次実施に移していただけるよう、当初予算要求時に予算措置を検討するように周知をいたしたところでございます。

なお、現時点での実施状況についてという問いでございます。短期保全計画上、令和元年度及び令和2年度に実施予定であった保全事業、トータルで約11億5,700万円に対しまして、実施済みの事業ということでございますけれども、令和元年度で中央公民館の空調改修工事で1,226万円、いきいきセンター、それから市民体育館、中央公民館、当麻第一保育所の耐震診断、または耐震工事に係る実施設計等で2,149万2,000円、それから令和2年度で実施予定、今これは予算ベースでございますけれども、新庄庁舎の電気設備改修総額で1,973万6,000円、それから中央公民館・市民体育館耐震他改修工事等で4億2,685万円、新庄スポー

ツセンター耐震診断で259万6,000円、合計4億8,293万4,000円でございます。ただし、これらの費用には軽微な維持修繕費は含まれておりません。また、学校教育施設につきましては、別途令和元年度に学校施設長寿命化計画が策定をされ、その計画に基づいて実施されるというような状況でございます。

**下村議長** 梨本洪瑋君。

**梨本議員** 今ご答弁いただいたことによって、令和元年度、令和2年度で実施予定であった保全事業約11億5,700万円に対して、実施した事業は4億8,293万円ということでございました。

今の実施状況を聞いて、本当にこれで大丈夫なのか、少し不安を覚えるわけです。

昨日の一般質問では、コロナ関係のもの、本日もコロナについてはいろんな議員の方が質問をされました。一番初めに質問された吉村優子議員が、秋のイベント開催について質問された際、阿古市長はコロナについては刻々と状況が変わっている。適切な時期に適切な対応を行っていくという趣旨で答えられたことと思います。確かに、コロナ禍については、改善と悪化の波があります。ですので、イベントを早期に中止するのが正解か、それとも直前まで我慢して、そしてできる方法を考えて最後の最後、決定するというのがいいのか、ここには意見は分かれると思うんです。

しかしながら、公共施設マネジメントは、コロナ禍対応とは違います。時の流れによる施設老朽化は止められるはずもなく、右肩下がりで悪化していきます。短期保全計画では、平成31年度以降の5年間について、保全優先度の順位づけなどを決めていくとのことでしたが、その前提は、平成28年度から平成67年度までの40年間を見越した葛城市公共施設マネジメント基本計画です。つまり、40年間を見越しての計画から考えれば、老朽化を止めるための予防保全が先送りにされればされるほど、先での補修費はかさむ可能性が高まってまいります。短期保全計画は、それぞれの原課にも渡されているはずでございますが、私の9月議会での質問後、基礎資料となる施設カルテなどの更新は適切に行われているのでしょうか。その基礎資料に基づいて令和2年度当初予算に適切に予算化されたのでしょうか。今後の実施状況を注視させていただきたいと、このように思います。

では、次の質問に移りますが、ここからはより具体的な数字を伺ってまいります。公共施設の維持には、補助制度がほとんどないため、一般財源で賄うことになると思われま。直近数年間に今ある公共施設の維持保全に要した維持補修費、この総額は幾らかかっているのでしょうか。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

公共施設の維持補修の経費でございますが、一般会計分といたしまして、平成26年度から平成30年度までの5年間でございますけれども、合計約29億2,327万円の経費がかかってございます。年平均に直しますと、約5億8,400万円の経費となります。これらの所有する公共施設には、庁舎、図書館、体育館、公民館、学校、市営住宅、健康福祉センター、それから農業者健康管理休養センター等がございますが、中でも幼稚園、小中学校の学校施設を含む教育関係施設で約20億円弱、6割強の費用がかかっているという状況でございます。



**下村議長** 梨本洪瑛君。

**梨本議員** 今のご答弁によると、5年間で一般会計から約29億2,327万円、年平均で約5億8,400万円が公共施設の維持補修にかかったとの答弁でございました。特に教育施設関係で6割強の費用がかかっているということでした。先ほどもお伝えいたしましたが、今後は施設の老朽化に伴い、経費はますますかさむことが予想されてまいります。その財源が、今の葛城市の財政状況から確保できるのか、ここが問題となってくるわけです。

そんな中、葛城市では今年度、いや昨年からでしょうか、5万人チャレンジといった構想が掲げられ、令和2年度予算、この予算案の概要にも記載されています。この5万人チャレンジに関しましては、3月の予算特別委員会でも、この内容を取り消してはどうかというような激しく議論されたのは皆様も記憶に新しいのではないのでしょうか。これは、市の本来の要件である5万人を目指して、子育て世代の更なる呼び込みを図るということですが、そうなれば当然教育施設関係の更なる充実も必要となってくるわけですが、

一方で、日本全体の人口、つまり分母は減り続け、高齢化もますます進んでまいります。そうなることは最近になって認識されてきたことではなく、葛城市が誕生する以前から分かっていた傾向です。つまり、これまでは微増傾向にあっても、この子育て世代をターゲットとした葛城市人口増の傾向はいつかはピークを迎え、減少することは容易に想像がつかます。

そんな中で過剰な施設だけが残るということになれば、不必要な維持経費を払い続けるという悪循環に陥りかねません。このことは私の一般質問の中でも将来的な人口ビジョンの話と絡めて何度も言い続けてまいりました。本来、その傾向を想定した上で、公共施設の総量最適化を図っていたのではなかったのでしょうか。また、総量最適化を財政強化につなげていくことを目的に、葛城市は合併したのではなかったのでしょうか。5万人チャレンジにより、人口増を目指すのは結構ですが、現在でさえこれだけの維持補修経費がかかってくる中で、果たして財源とのバランスは取れていくのか、非常に不安を感じております。

先ほど、5年間の維持補修費の経費を伺いました。将来にわたり同様の経費がかかるとなると、施設を維持していくことはできるのか、この点についてお聞かせください。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

葛城市公共施設短期保全計画といったものに記載がございますとおり、平成27年度に策定をいたしております、長期修繕計画というものがございますが、そこでは、現在保有する施設について、建物を80年目まで使用し続けるためには、計画的な予防保全を行う必要があると。その経費については、今後40年間で約246億円が必要と試算をされております。これは、年平均に直しますと、約6.2億円という数字になります。

一方、総合管理計画におきましては、財政上、今後公共施設に投資できる経費を年平均で約3.9億円というふうに見込んでおり、毎年2.3億円程度の財源不足となり、現在保有する全ての施設を今後も同じ規模で保有し続けるのは困難であると記載がございます。

**下村議長** 梨本洪瑛君。

**梨本議員** 今、部長にお答えいただいた答弁は、平成29年3月に策定された、葛城市公共施設等総合

管理計画に事細かに記載されております。平成29年3月は阿古市政の1年目でございます。既にその段階で、将来にわたる財源不足は指摘されているわけでございます。今の答弁もこの総合管理計画の8ページ、ここに将来コストの試算の項目に書いてございます。部長にお答えいただいた数字は80年間使用した試算でございます。その結果でも、今後の40年間で約246億円、年平均6.2億円の経費が必要で、財政上、今後公共施設に投資できる経費、年平均3.9億円からしても毎年2.3億円の財源不足となる試算であると。このようになっているわけです。しかも、80年は計画的に予防保全を行った場合です。これが65年で計算するならば、40年で309億円、年平均約7.7億円と試算されているわけです。今の答弁を聞くまでもなく、計画を読めば平成29年3月の段階で全ての公共施設を今後も同じ規模で保有し続けるのは困難な状況、このように結論づけております。それを踏まえた上で、この計画書では、基本的な考え方として、真っ先に総量の縮減が取り上げられているわけです。

少し内容を紹介させていただくと、10ページには基本的な考え方として、まず一番初めに必要なサービスを維持しつつ保有量の最適化に取り組みます。総量の縮減です。そして12ページには、その総量縮減に向けた方針が書いてございます。また、17ページには今後40年間の方向性と題して、文化施設、図書館、体育施設など機能が重複が見られるため、比較的規模の大きな施設が多いこともあって、他の施設からの機能移転等による複合化を検討すると書いている。文化施設は運営面での民間ノウハウの活用等を検討する。体育施設は、民間への移譲や廃止も含めて検討と、このように記載されているわけです。

であれば、これを受けて、いつ、誰が、誰の責任において、どの施設を、いつまでに、幾らを使って、その計画を実現していくのかをやるのが次の仕事ではないのでしょうか。この葛城市公共施設等総合管理計画には、26ページに推進体制等についても記載されてございます。全庁横断的な推進体制の構築として、葛城市公共施設マネジメント推進本部会議及び葛城市公共施設マネジメント推進委員会で検討する。そして市民などとの情報共有には、葛城市ファシリティマネジメント検討委員会を設置し、検討を進めると書いてございます。これらの会議や委員会は現在はほとんど開催されていないのではないのでしょうか。到底機能しているとは思えません。以前より他の議員よりも何度か指摘がございましたが、葛城市にとって、計画とは何なのでしょう。ちなみに、葛城市公共施設マネジメント基本計画の策定には、平成25年からの3年間で6,344万4,000円が使用されているんです。多額の費用を使って作成した資料は、作成されることが目的だったのか、有効活用させるために作成されたのではなかったのか、公共施設マネジメントを検討し、積み重ねて見えてきたものは何か教えていただきたい。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、施設の老朽化が進むと同時に、厳しい財政状況が続く中、公共施設マネジメントによって目指す事後保全から予防保全への方向転換については、非常に困難な状況ではございますが、市民サービスの維持向上について、アイデアを絞り、一般財源の更なる確保や、行財政改革と併せた推進体制の確立などにより、計画的、継続的に進めていかなければなら

いことが見えてまいりました。

今後は、公共施設マネジメントの必要性について、職員の更なる理解を深め、施設の総量最適化に向けた様々な取組を実行してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

**下村議長** 梨本洪瑠君。

**梨本議員** この公共施設マネジメントについては、私、一昨年3月議会、初めての一般質問において、目的地を見失っていることを迷子に例えて質問したわけでございます。あれから2年たって、迷子は解消されたのか。何ら具体的な方向性が示されていない今の答弁では、いまだ迷子のまま、さまよっていると言わざるを得ないのではないのでしょうか。その根本的な原因は、やはり葛城市の20年、30年後を描く長期のビジョンが見えてこないことです。統合するにせよ、残すにせよ、将来的な財源や利用頻度などを検討し、エビデンスを持って方向性を示していただきたいと私は再三お伝えしてまいりました。しかし、現状ではほとんど進展がない。なぜ進展がないのかと思案いたしました。私の推測では、市長の思いと、この市の計画にずれがあるのではないかなというふうに推測するわけでございます。市長は5万人を目指す葛城市にとって、庁舎は統合するとこのように明言しておられます。その一方で、施設については、その施設の性質によって複数施設を維持することが大切であると思われるものについては、複数施設を維持するという結論を得る必要がある、このようにも発言されているわけでございます。この傾向は、5万人チャレンジを説明される中で強まっていると私は感じておりますが、それに起因して、事務方の意識に混乱があるのではないかとこのようにも感じております。これまで葛城市は、誕生した当初の吉川市長から、前山下市長、そして現在の阿古市長へとトップが2回変わりました。トップの方針や思いは、市民の信託を受けた市長が示すものであり、そのこと自体は尊重されるべきであると私もこのように考えております。5万人チャレンジも市長が目指すなら大いに政策を議論したいと考えております。ただし、根本的な計画と市長の思いを整合させていくことは必須です。事務方は行政のプロとして、長い時間とコストをかけ計画を作成します。そうして作成された計画は実行に移されてこそ価値が生まれます。もし、計画を実行しないのであれば、その計画は変更されなければなりません。2018年3月議会では、将来的に庁舎を1つにしていくことや、人口規模を見込む中で施設の在り方を検討するが、しばらく時間が欲しいと市長より答弁をいただきました。

市長に伺います。あれから2年たちました。庁舎を1つにするのはいつなのでしょう。また、市長の考える総量最適化に向けた方針を具体的にお聞かせください。

**下村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 議員におかれましては、一般質問で幾度となくこのことについてご質問いただいております。その都度、丁寧に私は答えてきたつもりでございます。ただ、過去の答弁をそのまま繰り返すのもあれかと思っておりますので、全般的にお答えをさせていただきたいと思っております。

日本の社会は、高度成長期の中で様々な建物を整備してきました。それはもう、日本全国どことも同じです。そのことによってある一定の年数がたちますと経年劣化が始まっておりますので、そのことについて、国は注意喚起を促す必要があったというのが計画策定の大き

な目標でございます。その計画策定は、その意識をそこに目を向けさずということが大きな目標であって、その計画をもってそれを実行できるかどうかというのは、もう正直な話申しますと、国でさえその実行は無理であろうという考え方が根底にあるのではないかと私は考えておるところでございます。葛城市におきまして、マネジメント計画を立てましたけども、実はその計画に沿った財政計画は作ってはおりません。合併後、幾度となく財政計画の策定をしておりましたが、この部分に関する財源をその財政計画に反映したことは一度もなかったように記憶をしております。ですので、かなりハードな作業をしないとイケないというのが、もう正直なところでございます。

議員のご質問の中で、私はもう庁舎は1つにしますと、これは複数の議員さんからご質問いただいた中でもそのようにお答えしております。それと、その時期につきましても、公共施設等適正管理推進事業債という有利な起債の活用にも期限がありますので、という表現の中でその時期を明確にご提示をさせていただいたところでございます。

葛城市におきましては、平成の大合併という大きな作業というか、事業を行いました。そのことによって、やはり私は市民のサービスを維持していきたいというのは、これは合併の時の大前提でございますので、その当時合併作業に携わった、その当時は議員の一人でございますけども、その気持ちというものは、全く変わっておりません。最大限市民の皆様方には行政サービスを維持するということが、その当時からの私の約束でございますので、それに沿った作業をしてまいりたいと思います。その中で5万人チャレンジにも触れていただきましたので、お答えしたいと思います。

人口の増減といいますのは、戦後の日本の復興社会、日本が復興するに当たりまして、どういう増減の仕方があったのかということを確認に分析する必要があると思います。その当時は、農村部、山間部の人口を都市に集約することによって、もしくは、重工業、産業の転換を図ることによって、ある種、都会に人口を集めるという作業をしました。そのことによって実はもう山間部等、一部の地域では、今の現状というのは決まっていたわけです。少子高齢化社会が訪れて、当然一定の世代が都会に出るわけですから、残された年代というのは限られてるわけです。その年代が一定の年数がたてば高齢化されるのは当たり前でありまして、なおかつ若い世代が都会に行かれるんですから、子どもたちが少なくなるというのは、もう分かり切ったことでございます。ですから、それは国策として、そのような政策を国が取ってきたんです。それに沿って各地方は従ってきたというのが実情です。ですから、今現在の人口構成が、東京が非常に人口増になっているというのは、まさにそこでございます。これもどなたかの議員のところでお答えしたかもわかりませんが、人口の増減というのは、社会的増減において日本国家の中では大きくその要因を持ってきた。自然増といいますか、出生率の増減によってその地域、地域の人口の増減が極端に動くということではなく、それは日本全体としては、そうではあります、その地域の人口の増減に大きな影響を及ぼしたのは、社会的増減であるということを確認すべきやと思います。

そういう意味におきまして、葛城市の立地条件の中で人口増が目指せるのか、目指せないのかということであれば、私は目指せる可能性が非常に高いエリアであるという認識を持っ

ております。尺土駅前開発のところでもありましたが、私は葛城市はもっと活気のあるまちになる要素は非常に大きいと考えております。その分析といいますか、要素に従いまして、何を考えるかといいますと、これは梨本議員が私の発言をそのままお伝えいただきましたけど、本来の市の要件というのは、5万人でございます。葛城市はいまだかつてその要件を満たしたことはございません。平成16年10月に合併したとき、新庄町と當麻町が合併して約3万5,000人少しでございましたので、一度も本来の市の要件を満たしていない。そのような小さな基礎自治体が市という要件をもってして、その基礎自治体の行政サービスを維持するという事は、非常に困難であるという認識を持っております。ですので、その人口規模を拡大しなければ、葛城市の存続というものは保障されたものではないということでございます。そのことも考えますと、やはり収入を増やす努力をする必要がある。現在の行政サービスを維持するためにも、人口増を目指す必要があるというのが私の考え方でございます。5万人チャレンジの根本にあるのはその部分でございます。そのことにつきましては、私のある種、公約的なものでもございますので、皆様方からいろんなご意見をいただきますが、そのことにつきましては、その都度その都度、丁寧に答えてきたつもりではございます。

議員のご質問はほぼこれでお答えしたことになりますでしょうか。財政というのは、非常に生き物でございます。そのときそのときによって、いろんな影響を受けるものではございますが、基本的な計画は持つということは大前提でございます。ただ、その前提の中でどのような経過を運ぶのか、どのような進捗のスピードで行うのかというのは、また別の話であると考えております。

議員ご指摘のとおり、中央公民館の耐震化並びに体育館の耐震化の事業並びに新庄スポーツセンターの耐震計画、これも1年遅れたわけでございます。その中で今年度は非常に事業規模が上がったというのも事実でございますが、議員ご指摘のように、短期保全計画の中ではまだまだ金額はいつてない状態ではございますが、今の葛城市の財政の中で、その辺が限界であるのではないかなという判断の下に、特に中央公民館におきましては、緊急防災減災事業債が使える形の中の変更をする作業の中で1年余分にかかっているというのも事実でございます。そのような工夫をした中で、国の最大限補助をいただける、援助をいただける、起債も含めまして、それを活用しながら、葛城市の施設サービスは維持するべきであると私は考えております。複数施設が全て悪いとは私は考えておりません。例えばお年寄りでありますとか、年配の方でありますとか、子どもたちが受けるサービスというものは、あまりにも遠いエリアにあると非常に受けにくいサービスでございますので、それが近い位置に複数あるということは私は決してマイナスではないと思います。若い世代が葛城市を目指していただける、そんなまちづくりをすることが、葛城市の将来につながると私は固く信じて行政のかじ取りをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

**下村議長** 梨本洪珪君。

**梨本議員** 市長から、今長々と答弁いただいたわけなんですけれども、ちょっとやっぱり私とはなかなか話が平行線な部分が多いと思うので、ここはちょっと時間が足りませんので、また別の

機会に委員会などでも議論できればというふうに思っております。

ただ、ここだけはちょっと最後にお伝えしておきたいのは何かといいますと、総量最適化を図るのか、複数施設を維持していくのか、この方針を早く明確に出してあげないと、事務方は動きようがないと思うんです。先延ばしにしたことで余計な経費が積み上がっていきます。例えば、今年度予算に計上されている当麻庁舎外壁安全対策工事、これなどは私、まさにそれではないかなと思うわけです。そして、当麻庁舎の除却を、先ほど市長の口からもおっしゃいましたけれども、公共施設等管理推進事業債、これでされるということですが、このリミットは令和3年度末なんです。ということは、果たしてスケジュール的に間に合うのか。これがまた道の駅かつらぎや、リサイクルプラザ建設事業のように、スケジュールに無理が生じた結果に、職員さんが苦しむようなことがあっては、私はならないと思います。言うまでもなく、市長もおっしゃいましたけれども、合併当初の目的は、サービスは高く、負担は低くであったと思うんですけれども、その目的の基盤となる、財政基盤の強化がファシリティーには必須であって、その結果がサービスは高く、負担は低くではなかったのでしょうか。市のリーダーとして、市長には指針を示していただき、公共施設マネジメントが推進されることを強く要望して、私の1つ目の質問は終わらせていただきます。

では、続きまして2つ目の民間委託におけるコンプライアンス基準について質問させていただきます。

この質問も、私は連続して、12月、3月と続いて3回目となりますが、質問の意図は、日本国憲法第14条第1項にうたわれる、平等原則に基づいた葛城市の姿勢を伺うものであり、その点は留意してお聞きいただきたいと思います。

言うまでもなく日本は法治国家でございますが、その制度上、管轄外のことは同じ行政でも情報共有をいたしません。その観点からすると、都市計画法、建築基準法においては、明らかに違反していても、管轄が建築主事のいる県である以上、葛城市では確認が取れないこともあるはずですが。本来、建築主事を置いていない葛城市において、このような議論を市議会でするのもおかしな話ではございますが、前市長時代ではあるものの、コンプライアンス違反として処理した実績がある以上、踏み込まざるを得ません。その上で重要なのが、法制度を的確に押さえることです。それぞれの法の要件を踏まえた上で議論することが要諦であり、構成要件を無視しての議論は、本質を見失います。何より、コンプライアンス違反という言葉の曖昧さは、特定の業者や個人を攻撃することにも使われかねません。

まず、都市計画法、建築基準法が市議会の一般質問にて議論されるきっかけになったのは、先輩議員の12月の一般質問からでございます。その一般質問では、是正計画書を葛城市に提出している以上、当該業者を指導し、是正させよとのことではございました。また、当時是正計画書を提出させたのが通報に起因していることは、12月議会の先輩議員の一般質問の議事録にも残っております。そもそも、理事者が私の一般質問では答えない内容を、また存在を知らなければ情報開示できないであろう開示文書を、どのように議員が入手したのかは不思議な話でございます。しかし、古参議員ともなれば様々な情報が入ってくるのであろうと、活動の熱心さに感心しております。

話を戻すと、議事録からは通報の可能性が同業他社であることにも発言が及んでおり、私は前回マッチポンプのような話であると指摘させていただきました。そして、前に契約していた業者は、コンプライアンス違反があるとして契約できないと判断したのに、その後、契約した現在の業者には、同じ違反がないことを確認せず、長年契約を継続してきたことが前回の私の一般質問で明らかになっているわけでございます。答弁のつじつまがあまりに合わないければ、聞いている市民の中には、当時の理事者や、場合によっては特定の議員と業者との癒着に疑いを持つ、そのような可能性もあると考えております。そのようなことにならないよう、改めて法の立てつけを踏まえた上で、議論させていただきたいと思います。

先輩議員は、是正計画書に非常に重きを置いて発言されていますが、まずお聞きしたいのは、都市計画法、建築基準法においては、是正計画書を提出している、もしくは業者が認めているから法違反になるのでしょうか。それとも、建築されている段階、もしくは用途が違ふことが法違反なのでしょうか。教えてください。

**下村議長** 松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。

今の質問についてでございますが、一般論としては午前中も答弁させていただきましたが、都市計画区域内において様々な地域が設定されておりますが、その地域に立地可能な用途の建築物以外の建築物が建築されている場合は、都市計画法違反、建築確認申請が必要であるにもかかわらず申請されていない場合等は、建築基準法違反となります。

以上です。

**下村議長** 梨本洪瑠君。

**梨本議員** 今、都市整備部長より、正確にご答弁いただきました。都市計画区域内に立地可能な用途の建築物以外の建築物が建築されている場合は、都市計画法違反、建築確認申請が必要であるにもかかわらず、申告されていない場合など、このなどには目的外使用も含まれると思っておりますが、その場合は建築基準法違反ということでございました。

つまり、業者が是正計画書を提出していようが、いまいが、違反の事実には関係がないということです。踏み込んで言うならば、当事者の認否に関わりなく、つまり、認めていなくても、用途地域外に建築確認なく建てられている建築物は、この法律に違反するということが整理できました。

次に、農地法においても違反要件を伺わせてください。また、農地転用を正式な手続きでかけた上で、その土地の使用者が建築基準法に違反した場合の違反者とは誰になるのか、お答えください。

**下村議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

農地法に対する違反としましては、農地法の申請を行わず転用する場合は、全て違反要件に該当します。また、申請許可の目的以外に転用することも違反要件に該当します。農地転用を正式な手続きをされ、完了届を提出された以降については、農地法の適用から外れます。

以上でございます。

**下村議長** 梨本洪瑋君。

**梨本議員** 農地法についても、産業観光部長より簡潔かつ正確にご答弁いただきました。農地法の申請を行わず、つまり無届けで農地を転用すること、申請許可の目的以外に転用することが違反要件となります。その上で、正式に農地転用が手続をされ、地目が変更された後は、農地法の適用から外れるため、違反要件には該当しないとの説明でございました。このような法律違反の構成要件を押さえることは大変重要でございます。

ここまで整理した上で、私はコンプライアンス違反を解消したいという立場だと鮮明に申し添えておきます。

では、現在の農地法、都市計画法、建築基準法における葛城市内業者の違反状況及び奈良県の連携における指導、実績について伺いたいと思いますが、午前中、質問を聞いておりますと、ほかの議員さんの質問でも同じこと答えておられましたので、ちょっとこの部分については割愛させていただきたいと思います。

その際、お答えいただいた数字は、産業観光部長からは平成29年度は2件、平成30年度は4件、令和元年度も4件とご答弁いただきました。今後も適正な指導をお願いしたいと思います。都市整備部長からは、都市計画法、建築基準法違反の可能性があると7件の通報があったということをお答えいただきました。これについては、微妙な言い回しでございます。管轄が市でない以上、あくまで違反の可能性、疑いがあるとしか言いようがないと理解いたしました。ただし、先ほども申しましたとおり、違反か違反でないかは、用途地域と建築確認を取り寄せればすぐに分かります。あくまで指導監督権限が葛城市にないというだけの話で、是正計画書が出ていようが、本人が認めてなかるうが、法違反は法違反です。常識的に法違反の要件を満たしているのに、それがコンプライアンス違反ではないとはどのような理屈でしょうか。法治国家においてそのようなことは言えるわけがないと個人的に考えております。では、違反が疑われる件数のうち、現在も葛城市と契約している業者は何件あるのでしょうか、教えてください。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。ただいまの質問にお答えできる部分については、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、今まで答弁がございましたように、都市計画法、それから建築基準法違反が疑われる案件についてということでございます。その疑われる業者については、どうなのかというところでございますけれども、最終的に許認可及び指導監督等の権限のある官公庁が調査、指導を行い、是正命令等の措置が行われるときに初めて公に公表され、法違反であることが明確に判明することになりますので、その時点まではあくまでも疑いということで、ここで答弁をさせていただくことは適切でないというふうに考えておるところでございます。

**下村議長** 梨本洪瑋君。

**梨本議員** 今総務部長からご答弁いただきましたが、なるほど、許認可及び指導監督等の権限のある官公庁が調査、指導を行い、是正命令等の措置が行われるときに初めて公表され、法違反が判明するとのことでした。そしてそれまでは、あくまでも疑いであると、このような答弁で



ございました。

ここには、またつじつまが合わないことが出てくるんです。では、先輩議員の指摘する平成23年の業者のケースは、当時奈良県に公表されていたのでしょうか。私の調査した限りなかったと記憶しております。では、県に公表されていないのに、なぜ平成23年のケースでは、市は当時の山下市長名で経緯書の提出を求めたのでしょうか。何度も申し上げているように、それは通報によるからではなかったのでしょうか。当然前回のケースを踏襲するなら、通報があった段階で、かつ更に慎重に対処するなら、用途地域や建築確認を確認した上でその建築物における所有者に、経緯書の提出を求めるべきと考えます。この点においては、現在の理事者が提出を求めたわけではございません。ですので、今回は時間の関係もございまして、これ以上は踏み込みませんが、理事者側も整理しておいていただきたいとこのようにお願いいたします。

では、コンプライアンス違反の疑いを前提に質問させていただきます。

現在、葛城市が契約している業者の中で、コンプライアンス違反の疑いがあるとして、是正計画書を提出させている案件数、これを伺わせてください。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 市が許認可権限を持っている場合であっても、是正計画書を必要書類として提出を求めるかどうかにつきましては、法的根拠も含めそれぞれ個別に判断されるべきものであると認識しております。私のほうでは把握をいたしておらないところでございます。

**下村議長** 梨本洪瑛君。

**梨本議員** 個別に判断ということで、今日は理解いたします。しかし、同じ契約を結ぶ際に、同じ法律違反の疑いがあっても、これは個別に判断するのでしょうか。一方の業者にはコンプライアンス違反として、もう一方の業者にはコンプライアンス違反としない。見過ごすことができないのは、特定の業者のみにかかるのでしょうか。それでは憲法の平等原則を無視した措置となりますので、そうでないなら、今さらながら、平成23年のケースとは何だったのか、今回の答弁からはいろいろと考えさせられます。更に踏み込んで具体的事例について質問させていただきたいのですが、これ以上この場で議論するのがよいものか、熟考させていただくため、教えていただきたいことがございます。非常に際どい質問かもしれませんが、私の調べる限り、地方議会の議員が本会議の一般質問において行った発言により、特定の市民または企業の名誉が毀損されたとして、慰謝料や謝罪広告を求める訴訟が提起され、最高裁まで争われるというようなケースもあるようです。今回の質問のように、あまりに平等原則に反する答弁が続くようであると、私も具体的業者名を提示しながら質問しなければならない事態を想定しております。参考までにお聞きしたいのですが、葛城市議会においても、議員が本会議の一般質問において行った発言により、特定の市民または企業の名誉が毀損されたとして国家賠償法第1条第1項に基づき、葛城市を被告として損害賠償請求が提起されたいたします。その結果、当該議員の発言が名誉毀損にあたり、違法行為になるとして、葛城市が敗訴したといたします。そのようなケースの場合、当該議員が、特定の市民または企業の社会的評価を低下させようと意図していた、あるいは、特定の市民または企業の社会的評

価が低下することにつき重大な過失があったと認定される場合がございます。意図して社会的評価を低下させたのなら、求償されて当然ですが、重大な過失があったとして認定された場合において、葛城市は国家賠償法第1条第2項に基づき、当該議員に対して、求償権行使されるのか、教えてください。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの質問でございますけども、個別の案件でございますし、仮定の話ということでございますので、法的な根拠等も精査する必要があります。そういったことで、この場での答弁は差し控えさせていただきます。

**下村議長** 梨本洪瑠君。

**梨本議員** 理事者側の答弁では、たればの話には答えられないと、このようなことをよく聞くわけでございますけれども、昨年9月議会、議第52号の損害賠償の件では、どのような議論をされたのか、思い出していただきたい。これは、県派遣教員への立替えの件です。そして、また1つ目の質問における人口が5万人になれば施設が必要との考え方は、仮定ではないのかなと感じたことを率直に申し述べ、私の質問は終結させていただきます。

本日は、理事者の皆様にいろいろと持論を申し上げました。にもかかわらず、寛大な精神で最後まで耳を傾けていただけたこと、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

**下村議長** 梨本洪瑠君の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は6月26日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、明日19日から24日までの間、各常任委員会、予算特別委員会、県域水道一体化調査特別委員会がそれぞれ開催されますので、よろしく願います。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後4時41分